施策推進に向けた具体的取組

(資料1)

| | | 柱立記号 | ページ 数 | 所管部局等 | 所管課室 |
|------|------------------------------------|-----------|----------|--------------------------|---|
| 1 防災 | の推進 | | | ! | |
| 1 防 | 5災意識の向上と避難行動の実践 | P. 18 | | | |
| | 防災に関する普及啓発 | 1 - 1 - 1 | 18 | 危機管理部 | 危機管理課、災害対策課 |
| | 「マイ避難」の推進 | 1 - 1 - 2 | 18 | 危機管理部 | 危機管理課 |
| | 学校における防災教育の実施 | 1 — 1 — 3 | 18 | 危機管理部、教育庁 | 危機管理課、災害対策課、義務教育課、特別支 援教育課、健康教育課 |
| | 防災訓練の促進 | 1 - 1 - 4 | 18 | 危機管理部 | 災害対策課 |
| | 震災教訓等の伝承 | 1 - 1 - 5 | 18 | 文化スポーツ局、教育庁 | 生涯学習課、社会教育課 |
| 2 址 | | P. 18 | | | |
| | 自主防災組織の活動促進 | 1 - 2 - 1 | 18 | 危機管理部 | 危機管理課、災害対策課 |
| | 自主防災組織新規設立の支援 | 1 - 2 - 2 | 18 | 危機管理部 | 災害対策課 |
| | 地域防災活動の中心となる人材の育成 | 1 - 2 - 3 | 18 | 危機管理部 | 災害対策課 |
| | 災害ボランティアセンター等との連携強化 | 1 - 2 - 4 | 18 | 危機管理部、保健福祉部 | 災害対策課、社会福祉課 |
| 3 消 | | P. 18 | | | |
| | 消防団の充実強化に向けた取組 | 1 - 3 - 1 | 18 | 危機管理部 | 消防保安課 |
| | 防災機関が連携した各種訓練の実施 | 1 - 3 - 2 | 19 | 危機管理部、保健福祉部、 土木部、警察本部 | 消防保安課、災害対策課、地域医療課、道路管理課、河川整備課、砂防課、空港施設室、災害対策課(県警) |
| | テロ等対応能力の向上に向けた訓練の実施 | 1 - 3 - 3 | 19 | 危機管理部 | 危機管理課 |
| | 消防防災へリコプターによる消防防災活動の実施 | 1 - 3 - 4 | 19 | 危機管理部 | 災害対策課 |
| | 災害派遣医療チーム(DMAT)等の整備 | 1 - 3 - 5 | 19 | 保健福祉部 | 地域医療課 |
| 4 财 | 5災体制の整備 | P. 19 | | | |
| | 迅速な避難行動に向けた取組 | 1 - 4 - 1 | 19 | 危機管理部 | 災害対策課 |
| | 効果的でわかりやすい防災情報の発信 | 1 - 4 - 2 | 19 | 危機管理部 | 災害対策課 |
| | 避難行動要支援者個別避難計画の作成支援 | 1 - 4 - 3 | 20 | 危機管理部、保健福祉部 | 災害対策課、保健福祉総務課 |
| | 避難所の運営改善や福祉避難所の機能強化 | 1 — 4 — 4 | 20 | 危機管理部、保健福祉部 | 災害対策課、保健福祉総務課 |
| | 避難所における災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣 体制の整備 | 1 — 4 — 5 | 20 | 保健福祉部 | 社会福祉課 |
| | 受援体制の整備 | 1 - 4 - 6 | 20 | 危機管理部 | 災害対策課 |
| | 市町村等との連携による各種被災者支援制度の運 用 | 1 — 4 — 7 | 20 | 危機管理部、避難地域復興 局 | 災害対策課、生活拠点課 |
| | 被災宅地危険度判定士による支援 | 1 - 4 - 8 | 20 | 土木部 | 都市計画課、まちづくり推進課 |
| | 被災建築物応急危険度判定士による支援 | 1 - 4 - 9 | 20 | 土木部 | 建築指導課 |

2 原子力発電所周辺地域の安全確保の推進

| 2 _ | 原子力発電所周辺地域の安全確保の推進 | | | | | | | | |
|-----|--------------------|---------------------------|-----------|-------|-------|-----------------|--|--|--|
| | 1 原 | 『子力発電所の安全監視とALPS処理水への対応 | P. 28 | | | | | | |
| | | 原子力発電所の安全監視 | 2 - 1 - 1 | 28 | 危機管理部 | 原子力安全対策課 | | | |
| | | 廃炉の進捗状況等の情報提供 | 2 - 1 - 2 | 28 | 危機管理部 | 原子力安全対策課 | | | |
| | | ALPS処理水への対応 | 2 - 1 - 3 | 28 | 危機管理部 | 原子力安全対策課 | | | |
| | 2 璟 | 環境放射線モニタリングの実施と体制の充実・分かりや | すい情報発信 | P. 28 | | | | | |
| | | 環境放射能の監視、測定及び公表 | 2 - 2 - 1 | 28 | 危機管理部 | 放射線監視室 | | | |
| | | ALPS処理水のモニタリング強化 | 2 - 2 - 2 | 28 | 危機管理部 | 放射線監視室 | | | |
| | 3 原 | 『子力防災体制の充実・強化 | P. 28 | | | | | | |
| | | 原子力防災訓練 | 2 - 3 - 1 | 28 | 危機管理部 | 原子力安全対策課 | | | |
| | | 原子力防災資機材の更新 | 2 - 3 - 2 | 28 | 危機管理部 | 原子力安全対策課 | | | |
| | | 原子力防災研修会の開催 | 2 - 3 - 3 | 28 | 危機管理部 | 原子力安全対策課、放射線監視室 | | | |

3 防犯の推進

| | _ · · • | | | | |
|-----|-----------------------|-----------|----|------------|-----------------------------------|
| 1 ß | 坊犯意識の向上 | P. 34 | | | |
| | 防犯に関する情報提供、指導を通じた取組 3 | | 34 | 警察本部 | 地域企画課 |
| | 地域安全情報の発信 | 3 - 1 - 2 | 34 | 警察本部 | 生活安全企画課 |
| | 子どもの安全教育の充実 | 3 - 1 - 3 | 34 | 教育庁、警察本部 | 高校教育課、特別支援教育課、健康教育課、少 年女性安全対策課 |
| | サイバー犯罪被害防止 | 3 - 1 - 4 | 34 | 警察本部 | サイバー犯罪対策課 |
| 2 [| 坊犯活動の充実 | P. 34 | | | |
| | 防犯ボランティア活動支援 | 3 - 2 - 1 | 34 | 生活環境部、警察本部 | 生活環境総務課、生活安全企画課 |
| | 各主体が連携した地域安全活動の推進 | 3 - 2 - 2 | 34 | 警察本部 | 生活安全企画課、地域企画課 |
| | 被災者等による自主防犯組織への支援 | 3 - 2 - 3 | 34 | 警察本部 | 生活安全企画課 |
| 3 [| 坊犯環境の整備 | P. 34 | | | |
| | 地域社会の連携による子どもの安全確保 | 3 - 3 - 1 | 34 | 教育庁、警察本部 | 義務教育課、特別支援教育課、健康教育課、 少年女性安全対策課 |
| | 学校における安全確保 | 3 - 3 - 2 | 34 | 教育庁 | 高校教育課、特別支援教育課、健康教育課 |
| | 犯罪が起こりにくい環境整備 | 3 - 3 - 3 | 35 | 警察本部 | 生活安全企画課 |
| 4 ß | - 防犯体制の整備 | P. 35 | | | |
| | 地域に密着した警防活動の推進 | 3 - 4 - 1 | 35 | 警察本部 | 地域企画課 |
| | 金融強盗、「なりすまし詐欺」等被害の防止 | 3 - 4 - 2 | 35 | 警察本部 | 生活安全企画課 |
| | 店舗対象の強盗事件等被害の防止 | 3 - 4 - 3 | 35 | 警察本部 | 生活安全企画課 |
| | | | | | |

4 虐待等対策の推進

| • /= | | | | | | | | | |
|------|------------------------|-----------|----|--------------|--------------------|--|--|--|--|
| 1 | 虐待等防止のための意識の向上 P. 40 | | | | | | | | |
| | 暴力、虐待防止の周知啓発 | 4 - 1 - 1 | 40 | 保健福祉部、こども未来局 | 高齢福祉課、児童家庭課 | | | | |
| | 障がい者の権利擁護の推進 | 4 - 1 - 2 | 40 | 保健福祉部 | 障がい福祉課 | | | | |
| | 施設等にける虐待防止対策 | 4 - 1 - 3 | 40 | 保健福祉部、こども未来局 | 高齢福祉課、障がい福祉課、児童家庭課 | | | | |
| 2 | 虐待等の防止体制の強化 | P. 40 | | | | | | | |
| | 関係機関連携によるDV防止対策 | 4 - 2 - 1 | 40 | こども未来局 | 児童家庭課 | | | | |
| | 児童相談所による総合的な支援の強化 | 4 - 2 - 2 | 40 | こども未来局 | 児童家庭課 | | | | |
| | 高齢者虐待に関する市町村ネットワークへの支援 | 4 - 2 - 3 | 40 | 保健福祉部 | 高齢福祉課 | | | | |
| | 障がい者虐待防止ネットワーク構築 | 4 - 2 - 4 | 40 | 保健福祉部 | 障がい福祉課 | | | | |
| 3 | 虐待等の被害者又はその家族等への支援 | P. 40 | | | | | | | |
| | 関係機関連携によるDV被害者支援 | 4 - 3 - 1 | 40 | こども未来局 | 児童家庭課 | | | | |
| | 虐待を受けた児童への保護・支援 | 4 - 3 - 2 | 40 | こども未来局 | 児童家庭課 | | | | |
| | 高齢者虐待の被害者等への支援 | 4 - 3 - 3 | 41 | 保健福祉部 | 高齢福祉課 | | | | |

5 交通安全の推進

| <u> </u> | | | | | | | | | |
|----------|---|-------------------------|-------|------------|-------|--------------------|------------------------------------|--|--|
| 1 | 交 | 通安全意識の向上 | P. 46 | | | | | | |
| | | 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 | 5 — 1 | - 1 | | | 私学·法人課、生活交通課、健康教育課、高校 教育課、交通企画課 | | |
| | | 住民参加と協働の推進 | 5 — 1 | – 2 | 46 | 生活環境部、警察本部 | 生活交通課、交通企画課 | | |
| 2 | 交 | 通安全活動の充実 | P. 46 | | | | | | |
| | | 民間団体等の主体的活動の推進 | 5 — 2 | - 1 | 46 | 生活環境部、警察本部 | 生活交通課、交通企画課 | | |
| | | 交通ボランティア活動支援 | 5 — 2 | – 2 | 46 | 生活環境部、警察本部 | 生活交通課、交通企画課 | | |
| | | 交通規則遵守の推進 | 5 — 2 | - 3 | 46 | 警察本部 | 交通企画課 | | |
| 3 | 道 | 路交通環境に配慮した交通安全対策の推進 | P. 46 | | | | | | |
| | | 通学路交通安全プログラムに基づく交通安全対策 | 5 — 3 | - 1 | 46 | 土木部 | 道路整備課 | | |
| | | 事故分析による事故削減対策 | 5 — 3 | – 2 | /In I | 生活環境部、土木部、警察 本部 | 生活交通課、道路計画課、道路整備課、交通企画課、交通規制課 | | |
| | | 地域の特性に応じた交通規制 | 5 — 3 | — 3 | 46 | 警察本部 | 交通規制課 | | |
| | | 地域住民と連携した「人」優先の道路交通環境整備 | 5 — 3 | - 4 | 46 | 土木部、警察本部 | 道路整備課、交通規制課 | | |

6 医療に関する県民参画等の推進

| 1 疾 | | P. 50 | | | |
|-----|-------------------------------|-----------|----|-----------|---------------------|
| | 生活習慣病に関する正しい知識の普及啓発 | 6 - 1 - 1 | 50 | | 健康づくり推進課 |
| | 感染症に対する正しい知識等の普及啓発 | 6 - 1 - 2 | 50 | 保健福祉部 | 感染症対策課 |
| | 心の健康や自殺予防に関する知識の普及啓発・相談 支援 | 6 - 1 - 3 | 50 | 保健福祉部 | 障がい福祉課 |
| | 認知症に関する理解促進 | 6 - 1 - 4 | 50 | 保健福祉部 | 高齢福祉課 |
| 2 南 | 大血等医療提供に関する県民参加の促進 | P. 50 | | | |
| | 献血運動の普及啓発 | 6 - 2 - 1 | 50 | 保健福祉部 | 薬務課 |
| | 骨髄バンクやアイバンクドナー登録の促進 | 6 - 2 - 2 | 50 | 保健福祉部 | 地域医療課 |
| 3 行 | | P. 50 | | | |
| | 医療提供体制の構築 | 6 - 3 - 1 | 50 | 保健福祉部 | 地域医療課 |
| | 関係機関連携による献血の促進 | 6 - 3 - 2 | 50 | 保健福祉部 | 薬務課 |
| | 市町村との連携強化 | 6 - 3 - 3 | 50 | 保健福祉部 | 障がい福祉課 |
| 4 東 | 日本大震災・原子力災害の影響を踏まえた健康管理 | P. 51 | | | |
| | 放射線の影響に対する健康管理 | 6 - 4 - 1 | 51 | 保健福祉部 | 県民健康調査課 |
| | 被災者の心のケア | 6 - 4 - 2 | 51 | 総務部、保健福祉部 | 私学・法人課、社会福祉課、障がい福祉課 |
| | 児童生徒の望ましい運動習慣や食習慣の確立 | 6 - 4 - 3 | 51 | 教育庁 | 健康教育課 |

7 食品の安全確保の推進

| | 及加少女工作体》作选 | | | | | | | | |
|---|-----------------------|--------------|-------|-------|----|--|---|--|--|
| 1 | 県民の食品の安全確保に関す | る意識の向上 | P. 56 | | | | | | |
| | 食の安全に関する情報の共有と普及啓発の推進 | | 7 — | 1 – 1 | 56 | 生活環境部、保健福祉部、 農林水産部 | 消費生活課、食品生活衛生課、農産物流通課、 林業振興課 | | |
| | 食の安全に関するリスクコミニ | ュニケーションの促進 | 7 — | 1 — 2 | 56 | 保健福祉部、農林水産部 | 食品生活衛生課、農林企画課 | | |
| | 食育の推進 | | 7 — | 1 — 3 | 56 | 保健福祉部、農林水産部、 教育庁 | 健康づくり推進課、農産物流通課、健康教育課 | | |
| 2 | 食品の安全対策の強化 | | P. 56 | | | | | | |
| | ふくしまHACCPの導入普及に | 関する取組 | 7 — | 2 - 1 | 56 | 保健福祉部 | 食品生活衛生課 | | |
| | 流通・販売段階における監視 | ・指導の強化 | 7 — | 2 — 2 | 56 | 保健福祉部、農林水産部 | 食品生活衛生課、環境保全農業課、農産物流通課 | | |
| | 食の安全を確保するための根 | 食査体制の充実・強化 | 7 — | 2 — 3 | 56 | 保健福祉部、教育庁 | 食品生活衛生課、薬務課、健康教育課 | | |
| | 関係機関との連携強化 | | 7 — | 2 — 4 | 56 | 生活環境部、保健福祉部、 農林水産部 | 消費生活課、食品生活衛生課、環境保全農業課 | | |
| 3 | 食品中の放射性物質対策への | 取組 | P. 56 | | | | | | |
| | 放射性物質測定の実施と測り | 定結果の発信 | 7 — | 3 — 1 | 56 | 生活環境部、保健福祉部、 こども未来局、商工労働 部、農林水産部、教育庁 | 消費生活課、食品生活衛生課、こども・青少年 政策課、産業創出課、環境保全農業課、農産物 流通課、畜産課、林業振興課、健康教育課 | | |
| | 放射性物質対策の情報共有 ンの促進 | とリスクコミュニケーショ | 7 — | 3 — 2 | 56 | 生活環境部、保健福祉部、 農林水産部 | 消費生活課、食品生活衛生課、農産物流通課、 林業振興課 | | |

8 生活環境の保全

| 石塚現の保宝 | | | | |
|---------------------------|--|---|--|---|
| 生活環境保全に関する意識の向上 | P. 60 | | | |
| 水・大気環境に関する普及啓発 | 8 - 1 - 1 | 60 | 生活環境部 | 水·大気環境課 |
| 廃棄物等の適正処理推進に向けた普及啓発 | 8 - 1 - 2 | 60 | 生活環境部 | 一般廃棄物課、産業廃棄物課 |
| 地球温暖化対策等に向けた意識啓発 | 8 - 1 - 3 | 60 | 生活環境部 | 環境共生課 |
| 環境教育の充実と指導者の育成 | 8 - 1 - 4 | 60 | 生活環境部 | 生活環境総務課、環境共生課 |
| 環境保全対策の強化(監視、調査を含む) | P. 60 | | | |
| 工場・事業場に対する監視の強化 | 8 - 2 - 1 | 60 | 生活環境部 | 水·大気環境課 |
| 産業廃棄物の適正処理推進や不法投棄対策の実施 | 8 - 2 - 2 | 60 | 生活環境部 | 産業廃棄物課 |
| 県民総ぐるみの地球温暖化対策 | 8 - 2 - 3 | 60 | 生活環境部 | 環境共生課 |
| 生活環境保全のための体制の整備 | P. 60 | | | |
| 事故発生時の対応 | 8 - 3 - 1 | 60 | 生活環境部 | 水·大気環境課 |
| 市町村の取組支援 | 8 - 3 - 2 | 61 | 生活環境部 | 一般廃棄物課、産業廃棄物課 |
| 不法投棄広域化への対応 | 8 - 3 - 3 | 61 | 生活環境部 | 産業廃棄物課 |
| 参加と連携・協働による環境保全活動の推進 | 8 - 3 - 4 | 61 | 生活環境部 | 環境共生課 |
| 事業者等への支援 | 8 - 3 - 5 | 61 | 商工労働部 | 経営金融課 |
| 放射性物質に対する正しい知識の普及と環境汚染からの | D回復 P. 61 | | | |
| 環境放射線モニタリングの実施 | 8 - 4 - 1 | 61 | 危機管理部、生活環境部 | 放射線監視室、自然保護課 |
| 除染等の着実な実施 | 8 - 4 - 2 | 61 | 生活環境部 | 中間貯蔵・除染対策課 |
| 中間貯蔵施設の安全確保 | 8 - 4 - 3 | 61 | 生活環境部 | 中間貯蔵・除染対策課 |
| 放射線教育の推進 | 8 - 4 - 4 | 61 | 教育庁 | 義務教育課 |
| | 生活環境保全に関する意識の向上 水・大気環境に関する普及啓発 廃棄物等の適正処理推進に向けた普及啓発 地球温暖化対策等に向けた意識啓発 環境教育の充実と指導者の育成 環境保全対策の強化(監視、調査を含む) 工場・事業場に対する監視の強化 産業廃棄物の適正処理推進や不法投棄対策の実施 県民総ぐるみの地球温暖化対策 生活環境保全のための体制の整備 事故発生時の対応 市町村の取組支援 不法投棄広域化への対応 参加と連携・協働による環境保全活動の推進 事業者等への支援 放射性物質に対する正しい知識の普及と環境汚染からの環境放射線モニタリングの実施 除染等の着実な実施 中間貯蔵施設の安全確保 | 生活環境保全に関する意識の向上 水・大気環境に関する普及啓発 廃棄物等の適正処理推進に向けた普及啓発 地球温暖化対策等に向けた意識啓発 環境教育の充実と指導者の育成 環境保全対策の強化(監視、調査を含む) 工場・事業場に対する監視の強化 産業廃棄物の適正処理推進や不法投棄対策の実施 男とおっための体制の整備 平・60 事故発生時の対応 市町村の取組支援 不法投棄広域化への対応 参加と連携・協働による環境保全活動の推進 事業者等への支援 放射性物質に対する正しい知識の普及と環境汚染からの回復 早・61 環境放射線モニタリングの実施 ト・62 下・63 なりまするでは、関するを発 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 生活環境保全に関する意識の向上 水・大気環境に関する普及啓発 廃棄物等の適正処理推進に向けた普及啓発 地球温暖化対策等に向けた意識啓発 環境教育の充実と指導者の育成 環境教育の充実と指導者の育成 スリーのでは、調査を含む) では、事業場に対する監視の強化 8 - 2 - 1 60 60 60 60 60 60 60 60 60 60 60 60 60 | 生活環境保全に関する意識の向上 P. 60 水・大気環境に関する普及啓発 8 - 1 - 1 60 生活環境部 |

9 消費者の安全確保の推進

| 1 | 消 | 資者の安全意識の向上 | P. 66 | | | | |
|---|---|--|-------|-------|----|----------------------|--------------------------------|
| | | 消費者への情報提供 | 9 — | 1 - 1 | 66 | 生活環境部 | 消費生活課 |
| | | 世代ごとの特性に応じた消費者教育・啓発の実施 | 9 — | 1 — 2 | 66 | 生活環境部 | 消費生活課 |
| | | 情報活用能力の向上 | 9 — | 1 — 3 | 66 | 企画調整部、こども未来 局、教育庁 | デジタル変革課、こども・青少年政策課、高校教育課、義務教育課 |
| | | 消費者団体の育成 | 9 — | 1 — 4 | 66 | 生活環境部 | 消費生活課 |
| 2 | 消 | i費者のための安全対策の強化 | P. 66 | | | | |
| | | 不当表示・取引に対する事業者への指導 | 9 — | 2 - 1 | 66 | 生活環境部 | 消費生活課 |
| | | 安全三法に基づく販売事業者への立入検査の実施 | 9 — | 2 — 2 | 66 | 生活環境部 | 消費生活課 |
| | | 消費者事故等に関する情報の周知 | 9 — | 2 — 3 | 66 | 生活環境部 | 消費生活課 |
| | | 福島県消費者安全確保地域協議会の開催及び情報 共有 | 9 — | 2 — 4 | 66 | 生活環境部 | 消費生活課 |
| | | 市町村における消費者安全確保地域協議会の設置 や消費生活協力員・協力団体の活用に向けた支援 | 9 — | 2 — 5 | 66 | 生活環境部 | 消費生活課 |
| 3 | 消 | i費者被害の防止と救済 | P. 66 | | | | |
| | | 県消費生活センターの相談対応機能強化 | 9 — | 3 — 1 | 66 | 生活環境部 | 消費生活課 |
| | | 市町村相談窓口の充実等の支援 | 9 — | 3 — 2 | 67 | 生活環境部 | 消費生活課 |
| | | 製品事故の原因調査 | 9 — | 3 — 3 | 67 | 生活環境部 | 消費生活課 |
| | | | | | | | |

福島県安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画の取組予定

1 防災の推進

| No. | 施策推進に向けた具体的取組 | 令和5年度 取組(事業実施)予定 | 担当部局 | 担当課 |
|-----|---|---|--|---------------------------|
| (1) | 防災意識の向上と避難行動の実践 | | | |
| 1- | -1-1 防災に関する普及啓発 | | | |
| 1 | 防災に関する出前講座やセミナーの実施、ホームページ・各種広報媒体やイベント等にタをを発しまる。 種広報媒体やはどを選び、県危機管理とを通ります。 を表現した様々な災害に対する場合では、 とした様々な災害に対する場合では、 とした様々な災害される。 とした場のに、 とした場のに、 とした場のに、 とした場のに、 とした場のに、 としたります。 | 主に災害リスクエリアに所在する小中学校や被災地域を対象とした防災出前講座を実施し、地域防災力の向上を促す。また、小学生の家族を対象とした「家族で学ぶ防災セミナー」を実施(7方部各1回)するとともに危機管理センターの見学者に対し、講座等を通じて防災意識の高揚を図る。さらに、東日本大震災や令和元年東日本台風等の特徴や被害状況を再現したVR映像を制作・一般公開し、自然災害への備えを促すとともに、「そなえるふくしまノート」の「点字版」「大活字版」「音声読みくしまノート」の「点字版」「大活字版」「音声読み上げ版」を作成し、障がいに配慮した防災啓発に資する取組を行う。 | 危機管理部 | 危機管理課 |
| | | 令和4年度に公表した地震・津波被害想定調査調査結果の概要版(リーフレット)や啓発用資料を活用するなど、市町村と協力して調査結果等を広く周知することで、県民一人一人の防災に対する意識付けを図る。 | | 災害対策課 |
| 1- | -1-2「マイ避難」の推進 | | | |
| 2 | 「ふくしまマイ避難ノート」や「マイ避難シート作成専用サイト」等を活用して、災害を自分ごと捉え、日頃から適切な避難行動を考える「マイ避難」の定着・実践に向けた啓発活動に取り組みます。 | 「災害の被害の大きさ」や「命を守るための避難の必要性」を県民に浸透させ、マイ避難の定着を図るため、各種媒体を用いた啓発を実施するとともに、子育て世代を中心とした災害に関する様々な「体験」が開催する。また、マイ避難推進員を雇用し、災害リスクーとの作成の促進を行う。加えて、マイ避難シートの作成の促進を行う。加えて、マイ避難シートを作成できる防災アプリの開発などにより防災意識の高揚、防災行動の「実践」につなげていく。 | 危機管理部 | 危機管理課 |
| 1- | -1-3 学校における防災教育の実施 | | | |
| | 防災をテーマとした学校行事 や授業において、自然災害発生 | 主に災害リスクエリアに所在する小中学校や被災地域を対象とした防災出前講座を実施し、地域防災力の向上を促す。 | <i>ር</i> ታ . አ ላሁ <i>የ</i> ጎዮ ተጠ ታወ | 危機管理課 |
| 3 | のメカニズムや本県の災害リスク、災害時の正しい行動、負傷者に対する応急処置について学ぶことにより、防災を身近な問 | 高校生向けの啓発として、令和4年度に公表した地震・津波被害想定調査に係る啓発資料を活用するとともに、要望に応じて職員を派遣して説明を行う。 | 危機管理部 | 災害対策課 |
| | 題として認識させ、危険を予測 し、自らの判断で行動できるよ う取組を進めます。 | 各学校において、避難訓練や教科横断的な取組等により、防災教育の充実を図るよう促す。 児童生徒への防災教育が充実するよう、学校安全指導者養成研修会を実施する。(3地区) | 教育庁 | 義務教育課 特別支援教育課 健康教育課 |
| 1- | -1-4 防災訓練の促進 | | | |
| | 将来想定される地震等の災害 について県民へ広く周知を図る とともに、地域や市町村におけ る防災訓練の実施を促進しま す。 | 令和4年度に公表した地震・津波被害想定調査の調査結果の概要版(リーフレット)や啓発資料を活用するなど、調査結果等を広く周知することで、県民一人一人の防災に対する意識付けを図る。また、広域津波避難訓練を沿岸市町と連携して実施するとともに、県内5方部で地方防災訓練を実施予定。 | 危機管理部 | 災害対策課 |

| No. | 施策推進に向けた具体的取組 | 令和5年度 取組(事業実施)予定 | 担当部局 | 担当課 |
|-----|---|---|---------|-------|
| 1- | -1-5 震災教訓等の伝承 | | | |
| | 東日本大震災・原子力災害や 自然災害等に関連する資料等を 収集・保存し、広く県民に情報 提供して、その教訓を次世代に 伝承します。 | 東日本大震災・原子力災害伝承館 ・常設展示の他、企画展を2回開催 「原子力災害と福島(仮)」、「原子力災害体験を語る (仮)」 ・令和5年度の入館者数:57,000人 次世代につなぐ震災伝承事業 ・東日本大震災・原子力災害ふくしま語り部ネットワーク会 議(7月上旬予定、令和6年2月中旬予定) ・伝承者育成プログラム検討プロジェクトチーム会議(第1回 6月上旬予定、第2回11月中旬予定、第3回令和6年1月下旬予 定) ・県外語り部派遣(年間13回派遣) ・伝承者育成講座(第1回10月中旬予定、第2回12月上旬予 定、第3回2月中旬予定) ・交流会(9月予定) | 文化スポーツ局 | 生涯学習課 |
| | | 被災地図書館支援事業 被災地域の図書館及び公民館図書室が行う、学校図書室支援活動や地域住民の学習環境を整えるため、地域を知り、支えるための資料を収集し、移動図書館車(あづま号)による巡回貸出を行う。 | 教育庁 | 社会教育課 |
| , , | 地域防災活動の充実 | | | |
| 1- | -2-1 自主防災組織の活動促進 □ | | | |
| | 自主防災組織の活動を促進するため、市町村や自主防災組織 | 県北、会津、南会津地区において地区防災計画を策 定した実績の無い市町村(R4.4.1時点 20市町村)を 対象に、防災士等を派遣するなどして策定に向けた支 援を実施する。 | | 危機管理課 |
| 6 | を対象とした研修会等を開催し、地域における地区防災マップや地区防災計画の作成を支援します。 | 自主防災組織が実施する研修や訓練について、市町村が負担または補助する経費の一部を助成する補助事業を実施する。 | 危機管理部 | 災害対策課 |
| 1- | -2-2 自主防災組織新規設立の支援 | | | |
| 7 | 市町村へ必要な助言を行うと ともに、自主防災組織のアドバ イザーを派遣するなどして、自 主防災組織の新規設立を支援し ます。 | 新規に自主防災組織を設立する団体に加え、既存の 団体が実施する防災資機材の整備について、市町村が 負担又は補助する経費の一部を助成する補助事業を実 施する。 | 危機管理部 | 災害対策課 |
| 1- | -2-3 地域防災活動の中心となる人村 | オの育成 T | | |
| | 地域における共助の中心となる人材を一人でも多く育成する ため、地域の指導的立場にある 方(町内会長)等を対象に、自 主防災組織の活動に関する研修 会を開催します。 | 県北、会津地方でそれぞれ7月下旬、9月上旬に自 主防災組織にリーダー研修会を開催し、先進事例や避 難所運営等に係る演習を行うことにより地域防災活動 の人材育成を図る。 | 危機管理部 | 災害対策課 |
| 1- | -2-4 災害ボランティアセンター等との | 連携強化 | | |
| | 大規模災害時に、被災者支援 の重要な役割を果たしている災 害ボランティア等が円滑に活動 できるよう、災害ボランティア | 「福島県災害ボランティアネットワーク連絡会」 (事務局:県社協)に参画し、平時から関係機関間で の情報共有を実施するなど、災害時の円滑な被災者支 援に向け、連携協力関係の強化を図る。 | 危機管理部 | 災害対策課 |
| 9 | センターを設置・運営する社会福祉協議会やボランティア団体、 その他関係団体との連携協力関係の強化を図ります。 | 地域福祉の推進のため、ボランティア活動への参加機会の醸成、活動の普及を図るとともに、平時、災害時を問わずボランティア活動が円滑に行われるよう情報共有、意見交換等の会議を行い、体制の整備と強化を図る。 | 保健福祉部 | 社会福祉課 |

| No. | 施策推進に向けた具体的取組 | 令和5年度 取組(事業実施)予定 | 担当部局 | 担当課 |
|-----|---|---|-------|--------------------------------|
| | 消防防災活動の充実 | КП | | |
| 10 | 3-1 消防団の充実強化に向けた取 高校等における消防防災出前 講座の開催や事業所訪問、消防 団員へかない事業の実施の はより消防団への理解と加入で により消防団をともいり に進を図るとともに、 対し火災予防活動や大規模 時の活動など一定の消防団活動 のみを行う機能別団員制度の導 入を促進します。 | 高校生を初めとする若者の消防団への理解を深め、 消防団への加入促進に繋げるため県立高校、専門学校 等を対象にふくしま消防出前講座を実施します。 消防団員確保に向け、市町村担当者、消防団幹部及 び一般消防団員を対象に、多様な消防団員確保の制度 や先進的な取り組み等の紹介を行う研修会を12月頃 に開催します。 消防団員の条例定数が低く、機能別団員制度が未導 入の市町村と県が連携・協力し、地域の実情に応じた 計画を作成するなど支援を進めていきます。 | 危機管理部 | 消防保安課 |
| 1-3 | 3-2 防災機関が連携した各種訓練の | 」 の実施 | | |
| | | 避難指示区域内における大規模火災対応訓練については、 県内消防本部や緊急消防援助隊、及び各関係機関と連携し、 10月12日に情報伝達訓練、10月13日に双葉町において実動訓 練を実施する予定である。 | 危機管理部 | 消防保安課 |
| | | 令和5年8月26日に郡山市において福島県総合防災訓練 を実施し、各関係機関との連携強化を図る。 | | 災害対策課 |
| | | 「多数傷病者対応訓練」、「原子力防災訓練」及び「国民保護共同訓練」など、一般災害からテロ事案まで多種多様な災害を想定した訓練に参画し、DMATや各医療機関、消防機関等との医療救護活動における連携の強化を図る。 | 保健福祉部 | 地域医療課 |
| 11 | 「福島県地域防災計画」に基づき実施する「総合防災訓練」を始め、避難指示区域内を想定して実施する「大規模火災対応」、「多数傷調練を実施」、「多数傷調練を実施し、所以関係機関、市町村、自主防災関係機関、地域住民等との連携強化を図ります。 | ・水防技術と防災意識の向上を目的に、各市町村や水防団(消防団)を対象とした、河川堤防の漏水・越水対策に係る水防工法技術指導を実施する。県北管内:1回・阿賀川総合水防演習にて、リハーサル及び演習当日に阿賀野川流域の市町村を対象に水防工法技術指導を実施する(R5.5.28:会津若松市)。・令和5年度福島県土砂災害防災訓練(情報伝達訓練)令和5年6月6日(火)実施【参加予定市町村】56市町村(福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原町、金山町、昭和村、会津美里町、西郷村、京町、東村、平田村、大川町、北塩原町、塩町、昭和村、会津美里町、西郷村、京町、東村、平田村、浅川町、古殿町、塙町、宮町、広野町、南京町、東川村、田村、大熊町、東町、「田川村、下郷町、東町、「田川村、下郷町、東町、「田川村、下町、大川町、大熊町、東町、「田川村、下町、大川町、大熊町、東町、「田川村、大熊町、大熊町、京町、「田川村、大熊町、東村、大熊町、京田町、大熊町、南田、川内村、大熊町、京田町、京町、南町、「田村、大熊町、東村、新地町、京町、南田、川内村、大熊町、浪江町、幕尾村、新地町、飯舘村)・令和5年11月予定 令和5年度福島空港消火救難総合訓練を実施する予定。 | 土木部 | 道路管理課 河川整備課 砂防課 空港施設室 |
| | | 自治体主催の訓練に積極的に参画し、消防、自衛隊等関係機関との更なる連携強化を図るほか、災害対処能力向上のため、水難救助訓練や土砂災害対処訓練等大規模災害を想定した実戦的かつ効果的な訓練を実施する。 | 警察本部 | 災害対策課(県警) |
| 1-; | 3-3 テロ等対応能力の向上に向けた | さ訓練の実施 | | |
| 12 | 「福島県の国民の保護に関する計画」に基づき、市町村や国等と連携・協力して「国民保護訓練」を実施し、大規模テロ等における対処能力の向上を図ります。 | テロ事案発生時の初動対処や警察・消防等関係機関 との連携強化を図るため、国(内閣官房・消防庁)、 県及び白河市と共同で、大規模テロを想定した国民保 護共同図上訓練を実施する。 | 危機管理部 | 危機管理課 |

| No. | 施策推進に向けた具体的取組 | 令和5年度 取組(事業実施)予定 | 担当部局 | 担当課 |
|-----|--|---|-------|--------|
| 1- | - -3-4 消防防災ヘリコプターによる消[| 」 防災活動の実施 | | |
| 13 | 消防防災ヘリコプターを活用 して救助活動や消火活動などの 消防防災活動を行うとともに、 平時から必要な訓練を実施しま す。 | 年間を通じて、各市町村・消防本部等からの要請に 基づく救助、消火活動等を行うとともに、平時から合 同訓練等を実施し、連携体制の強化を図る。 また、災害時応援協定を締結している近隣県との合 同訓練を実施するほか、緊急消防援助隊のブロック訓 練等に参加する。 | 危機管理部 | 災害対策課 |
| 1- | -3-5 災害派遣医療チーム(DMAT): | 」 等の整備 | | |
| | 災害発生時、被災地に迅速に 駆けつけ救急治療を行う専門的 な訓練を受けた災害派遣医療 チーム(DMAT)を整備する とともに、DMAT隊員の機能 強化を図る研修を実施します。 | 医療従事者を対象としたDMAT養成研修及び技能維持研修等を実施し、災害時の医療体制の強化を図る。 化学物質や生物剤等による多数傷病者を想定した CBRNE研修を実施し、バイオテロなど不測の事態にも対応できる医療従事者の育成を図る。 | | 地域医療課 |
| | 災機関、ドクターへリ等との連携を図りながら、支援及び受入に対応できる医療体制の強化を図るとともに、災害派遣精神医療チーム(DPAT)の整備を図ります。 | 福島県DPAT養成研修を開催し、災害医療に関する講義や災害現場での活動を想定した訓練を実施するとともに、DPAT装備品の整備などの体制整備を行う。 | 保健福祉部 | 障がい福祉課 |
| (4) | 防災体制の整備 | | | |
| 1- | -4-1 迅速な避難行動に向けた取組 | | | |
| 15 | 令和3(2021)年5月の 原本等等の ととを を対する を対する を対する を対する を対する を対する を対する を対する を対する を対する を対する を対する を対する を対する を対する を対する を対する を対した。 をがした。 をがした | 昨年度に引き続き、県公式防災ツイッターやヤフー 防災アプリによる情報発信に加え、テレビのデータ放 送を活用した周知に努める。 また、福島地方気象台の協力を得て気象防災ワーク ショップを昨年度に引き続き各方部において実施し、 市町村職員が早期かつ適切に避難情報を発令できるよ うノウハウや判断力の習得を支援する。 | 危機管理部 | 災害対策課 |
| 1- | -4-2 効果的でわかりやすい防災情幸 | - 最の発信 | | |
| 16 | 本を を を を を を を を を を を を を を | 県公式防災ツイッターにおいて発信している災害関連情報について、日本人と外国人の両方に伝わるよう、福島県国際交流協会と連携し、引き続き「わかりやすい日本語」による発信を行う。また、災害関連情報はもちろんのこと、平時から防災に関する情報を発信し、自助・共助の促進に向けた周知啓発に取り組む。 | 危機管理部 | 災害対策課 |

| No. | 施策推進に向けた具体的取組 | 令和5年度 取組(事業実施)予定 | 担当部局 | 担当課 |
|-----|---|---|-------|---------|
| 1- | -4-3 避難行動要支援者個別避難計 | 画の作成支援 | | |
| 17 | 市町村の避難行動要支援者個別避難計画作成を支援するため、必要な助言を行います。 また、市町村(防災部局・福祉部局)や地域(自主防災組織等)や民間事業者(福祉事業者やタクシー事業者等)等が広く連携して地域性を考慮したよ | 全市町村を対象とした合同フォローアップミーティングを開催し、県内市町村作成事例や策定支援ツールの活用方法等について共有し、市町村の計画作成及び実効性確保の促進を図る。(年2回)また、未作成市町村へのオンラインサロンを複数回実施し、各市町村の状況に応じた個別支援を行うことで、未作成市町村での計画作成の促進を図る。 | 危機管理部 | 災害対策課 |
| | 連携して、地域性を考慮したより実効性の高い計画を作成できるよう、計画作成事例の収集を行うとともに、市町村へ横展開して情報の共有を図ります。 | 昨年度に作成した個別避難計画作成ツールを用い、 引き続き作成を支援するとともに、市町村担当者会議 において、事例紹介を行うなど、優良事例等の情報共 有を図る。 | 保健福祉部 | 保健福祉総務課 |
| 1- | -4-4 避難所の運営改善や福祉避難 | 所の機能強化 | | |
| | 市町村等と連携しながら、避 東所に必要な物資を備蓄すると 難所に必要な物資を備蓄がると を業との災害時応援協 定に基づくな変を活用の 定に基づける生活環境、 できるよう、 できるよう、 市町村に | 令和5年3月に改訂した県で作成している「避難所 運営作成の手引き」について、5月8日以降に新型コロナウィルス感染症の感染症法上の位置づけが変更となることをうけ、国等が示す最新の知見を取り入れた上で再度改定し、避難所の運営改善や機能強化を図る。 また、別途実施する個別避難計画作成支援事業について、防災部局と保健福祉部局が連携して取り組み、福祉避難所への直接避難等の視点も取り入れることで、福祉避難所の運営体制等の機能強化に努める。 | 危機管理部 | 災害対策課 |
| 18 | 記録を 記録を 記録を 記録を 記録を 記録を 記録を 記録を | 市町村防災担当者等会議において、福祉避難所に係るポイントやDMAT等の保健医療活動を行うチームについて説明する。 「福祉避難所への福祉・介護人材の派遣に関する協定」を締結している福島県社会福祉事業団、「福祉避難所における福祉機器等の調達に関する協定」を締結している福島県福祉機器協会と最新の緊急連絡先等を共有し、災害時に備えて連携体制の再確認を図る。 | 保健福祉部 | 保健福祉総務課 |

| No. | 施策推進に向けた具体的取組 | 令和5年度 取組(事業実施)予定 | 担当部局 | 担当課 |
|-----|---|--|---------|-------|
| 1- | -4-5 避難所における災害派遣福祉- | チーム(DWAT)の派遣体制の整備 | | |
| 19 | 要た体ッ 要た体ッ 要た体ッ 要た体ッ 要た体ッ 要た体ッ 要た体ッ 要に 要に との との との との との との との との との との | チーム員養成基礎研修、チーム員養成スキルアップ I 研修、スキルアップⅡ 研修を開催する。 福島県広域災害福祉支援ネットワーク協議会を開催 する。 災害派遣福祉チーム員の募集及び、チームの派遣に 関する協定に係る協力法人等募集を実施する。 | 保健福祉部 | 社会福祉課 |
| 1- | -4-6 受援体制の整備 | | | |
| 20 | 大規模災害時に備えて、 官民効やを の連携強化るよう、 との連携を 関係を 関係を 関係を 関係を 関係を のに のに のに のに のに のに のに のに のに のに のに のに のに | 災害時における物資輸送や荷役作業の協力支援に関する協定を新たに締結したところであり、引き続き協定の充実に取り組んでいく。 また、受援計画未策定の市町村を対象に、受援計画の雛形等を用いながら、個別フォローアップを実施し、災害時の円滑な応援受援ができる体制を整備する。 | 危機管理部 | 災害対策課 |
| 1- | -4-7 市町村等との連携による各種被 | 」 | | |
| | 住家被害の調査においては、 先進地を参考に市町村や各種団 | 内閣府と連携し市町村向け説明会を開催すること で、速やかな住家被害認定調査の実施や罹災証明書の 発行を行うことができる体制の整備を支援する。 | 危機管理部 | 災害対策課 |
| 21 | 元連をあるに同るでは 体と連携しながら認定に である。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 | ・生活再建支援金の支給 基礎支援金:1,045,000千円(1,145件) 加算支援金:1,504,875千円(849件) ・災害弔慰金等の支給(27件) 69,375千円 災害弔慰金の支給(25件) 65,625千円 災害障害見舞金の支給(2件) 3,750千円 ・災害援護資金の貸し付け 8,500,000円(3件) ・東日本大震災に係る災害弔慰金等市町村担当者会議の開催(オンライン開催) | 避難地域復興局 | 生活拠点課 |

| N | 施策推進に向けた具体的取組 | 令和5年度 取組(事業実施)予定 | 担当部局 | 担当課 |
|---|---|---|------|---------------|
| | -4-8 被災宅地危険度判定士によるう | 支援 | | |
| 2 | 地震・大雨等の大規模な災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、市町村の要請により被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の軽減、防止を図ります。 | 被災宅地危険度判定士養成講習会(60名程度)を実施する。 (R6.1) | 土木部 | 都市計画課まちづくり推進課 |
| | -4-9 被災建築物応急危険度判定士 | による支援 | | |
| 2 | 大規模地震時には、市町村の 要請により被災した建築物を調 査し、その後に発生する余震な どによる建物の倒壊等の危険性 を判定することにより、生命に 関わる二次被害の防止を図りま す。 | 被災建築物応急危険度判定士の養成講習会を実施する。(R5.8月、R6.2月) 判定活動を行う判定士を指導・支援する被災建築物 応急危険度判定コーディネーターの養成講習会や判定 士向けの判定模擬訓練を実施する。 | 土木部 | 建築指導課 |

2 原子力発電所周辺地域の安全確保の推進

| No. | 施策展開の方向と取組 | 令和5年度 取組(事業実施)予定 | 担当部局 | 担当課 |
|-----|---|--|-------|----------|
| (1) | □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□ | ¹ 理水への対応 | | |
| 2- | -1-1 原子力発電所の安全監視 | | | |
| 1 | では、 一定のでは、 一に、 一に、 一に、 一に、 一に、 一に、 一に、 一に | 県内原子力発電所の廃炉作業が安全かつ着実に進められるよう、立入調査や各種会議を通じて廃炉に向けた取組状況を監視するとともに、必要に応じて国・東京電力に適切な措置を求めていく。 | 危機管理部 | 原子力安全対策課 |
| 2- | -1-2 廃炉の進捗状況等の情報提供 | | | |
| | | 廃炉の進捗状況や県の安全監視の取組について、広報紙「廃炉を知る」やホームページなどにより県民に対し情報提供を行う。 | 危機管理部 | 原子力安全対策課 |
| 2- | -1-3 ALPS処理水への対応 | | | |
| 3 | 信や万宝な風評対東寺に関係有 庁が一体となって取り組むよう 引き続き求めていきます。 また、県においても、風評払 おに向けて 効果的な情報発信 | ALPS処理水の問題は日本全体の問題であることから、国が前面に立ち、行動計画に基づき責任を持って取り組むよう、引き続き様々な機会を捉えて国に求めていく。 ALPS処理水の取扱いについて、国・東京電力の取組を確認するとともに、その結果等について、広報紙やホームページなどにより情報発信を行う。 | 危機管理部 | 原子力安全対策課 |
| (2) | 環境放射線モニタリングの実施と体制 | 制の充実・分かりやすい情報発信 | | |
| 2- | -2-1 環境放射能の監視、測定及び4 | 公表 | | |
| 4 | 監視を実施するとともに、原子 力発電所周辺の土壌、飲料水等 の環境試料について、定期的に 放射能の分析測定を行い、その | 原子力発電所周辺地域においては、原子力発電所の 廃炉作業が行われることから、発電所からの放射性物 質の新たな放出を監視するため、39か所に設置した モニタリングポストにより空間線量率等を常時測定す るほか、大気浮遊じん、降下物、土壌、上水等(約100箇所)に含まれる放射性物質を定期的に分析しま す。結果については、県ホームページに掲載するほ か、報道機関に情報提供します。 | 危機管理部 | 放射線監視室 |
| 2- | └── -2-2 ALPS処理水のモニタリング強 ^々 | 化 | | |
| 5 | 国等に対してモニタリングの 強化・拡充を求めるとともに、 ALPS処理水の海洋放出に伴 う環境中の放射性物質濃度の変 化を確認するため、海水等のモ ニタリングを強化し、結果につ いては、ホームページ上で分か | 国等においては、引き続き、ALPS処理水に係る 海域モニタリングが行われることから、国の会議等に 出席し、モニタリング結果を確認するとともに、県と して必要な対応を求めます。 また、県のモニタリングについては、ALPS処理 水が海洋放出される時期は決まっていませんが、海洋 放出前された場合の海域への影響を確認するため、引 き続き、福島第一原発周辺における海水のモニタリン グを9か所で実施します。結果については、ホーム ページで分かりやすく情報発信します。 | 危機管理部 | 放射線監視室 |

| No. | 施策展開の方向と取組 | 令和5年度 取組(事業実施)予定 | 担当部局 | 担当課 |
|-----|--|---|---|----------|
| (3) | 原子力防災体制の充実・強化 | | | |
| 2- | -3-1 原子力防災訓練 | | | |
| 6 | 国や市町村、関係機関と連携し、広域避難訓練や災害対策本部運営訓練を含めた原子力防災訓練を実施します。 | 6月に原子力防災訓練に係る第1回関係機関会議を開催し、令和5年度原子力防災訓練の実施内容について情報の共有を行う。 広域避難訓練や災害対策本部運営訓練を含めた原子力防災訓練については11月の実施に向けて準備を進めていく。 | 危機管理部 | 原子力安全対策課 |
| 2- | -3-2 原子力防災資機材の更新 | | | |
| 7 | サーベイメーターや保護具な ど緊急的に必要な原子力防災活 動資機材を計画的に整備すると ともに、適切に管理を行いま す。 | 内閣府から交付を受ける原子力発電施設等緊急時安全対策交付金を財源として、令和5年度についても福島県原子力防災活動資機材整備計画に基づき原子力防災活動資機材を整備していく。 原子力防災資機材管理システムを活用して適切な在庫管理を行う。 | 危機管理部 | 原子力安全対策課 |
| 2- | -3-3 原子力防災研修会の開催 | | | |
| 0 | 原子力防災に関する知識の普 及及び原子力災害への対応力の 向上を図るため、県や市町村、 防災関係機関等の職員を対象 | 原子力防災業務に関わる職員に対して計画的に研修会を開催し、また、国若しくは原子力関係機関が開催する研修会への参加を促し、原子力防災に関する知識の普及及び原子力災害への対応能力向上を図る。 | <i>₽</i> 7 . 1 444 <i>8</i> 58 → 1111 → 12 | 原子力安全対策課 |
| 0 | に、基礎的又は専門的な知識と | 緊急時モニタリングの構成機関の職員が、緊急時に 使用するモニタリング資機材の使用方法を確認し、緊 急時の対応に必要な技術を習得することを目的に、緊 急時モニタリングプレ訓練を実施します。 | 危機管理部 | 放射線監視室 |

3 防犯の推進

| No. | 施策展開の方向と取組 | 令和5年度 取組(事業実施)予定 | 担当部局 | 担当課 | |
|-----|---|---|-------|---------------------------|--|
| (1) | 防犯意識の向上 | | | | |
| 3- | -1-1 防犯に関する情報提供、指導を | 通じた取組 | | | |
| 1 | 交番・駐在所の警察官が各家 庭を訪問して、事件・事故等の 被害防止等を指導する巡回連絡 に積極的に取り組むとともに、 交番・駐在所速報やミニ広報紙 による情報提供を行います。 | 各交番・駐在所等の警察官により、各家庭を訪問し、安全で平穏な生活を確保するために必要と認められる事項について指導連絡等を行う巡回連絡を恒常的に実施する。 各交番・駐在所等においてミニ広報紙については概ね四半期に1回、交番・駐在所速報については注意喚起すべき事案が発生した都度、それぞれ発行し、管内で発生した事件・事故等に関する広報及び防犯指導等情報提供を実施する。 | 警察本部 | 地域企画課 | |
| 3- | -1-2 地域安全情報の発信 | | | | |
| | メールやSNSを活用し、犯罪情報や防犯情報を配信するとともに、なりすまし詐欺、声掛け事案、強盗、その他必要と認めた犯罪等の発生傾向等を分析して注意を呼び掛ける地域安全情報を発信します。 | 福島県警察メール配信システム「POLICEメールふくしま」の運用を令和3年4月1日から開始し、現在も継続して活用している。同システムでは、なりすまし詐欺情報、犯罪発生情報、不審者情報、地域防犯情報、交通安全情報、防災情報、お知らせなどの情報を、県警本部及び各警察署から随時配信する。また、県警公式Twitterのアカウントも活用し、地域の安全・安心に関わる情報を幅広く提供する。 | 警察本部 | 生活安全企画課 | |
| 3- | -1-3 子どもの安全教育の充実 | T | T | | |
| | 子ども自身が犯罪から身を守 るためには、子どもの防犯意識 | 各学校において、警察等と連携し、防犯教室等を開催するなど安全教育の充実を促す。 学校安全指導者養成研修会を実施する。(3地区) | 教育庁 | 高校教育課 特別支援教育課 健康教育課 | |
| 3 | の向上を図る必要があることから、防犯教室を開催するなど安 全教育の充実に努めます。 | 子ども自身が犯罪から身を守るためには防犯意識の 向上が不可欠であることから、警察署において各学校 等において防犯教室を開催し、危険を感じた際の大人 への知らせ方や逃げ方など具体的な体験を通じた対策 を学習させるなど、安全教育の充実に努める。 | 警察本部 | 少年女性安全対 策課 | |
| 3- | -1-4 サイバー犯罪被害防止 | T | T | T | |
| 4 | サイバー犯罪被害に遭わない ため、全ての年齢層を対象とし た被害防止講座等の実施やホー ムページ、SNS等、多様な手 段の活用による幅広い広報啓発 活動を推進します。 | サイバー防犯ボランティア等と連携した各学校での情報モラル教室、大学や民間企業等と連携した企業向け情報セキュリティセミナー等を実施するほか、多発するサイバー犯罪の手口及び対策について、県警ホームページ、「POLICEメールふくしま」、Twitter、ラジオ広報等の手段を活用し、積極的な情報発信に努める。 | 警察本部 | サイバー犯罪対策課 | |
| | 防犯活動の充実 | | | | |
| 3- | - 2-1 防犯ボランティア活動支援 防犯ボランティア団体におい | | | | |
| | て、効果的で効率的な自主防犯 活動が展開できるよう、関係機 関が連携して、有用な情報を提 供するなど、防犯ボランティア 活動の支援に努めます。 | 地域における自主防犯活動の推進を図るため、市町村、防犯ボランティア団体等向けの研修会を開催する。 | 生活環境部 | 生活環境総務課 | |
| 5 | また、装備資機材が不足している防犯ボランティア団体等に対する支援を行うとともに、青色回転灯装備車両によるパト色回転灯装備車両によるパトロールの実施台数の拡大を図るなど、防犯ボランティア活動の支援に努めます。 | 地域の自主防犯力の向上に向けて、防犯ボランティア団体や防犯ネットワークに対し、犯罪情勢や防犯に関する情報を随時提供するとともに、装備資機材が不足している防犯ボランティア団体等に対し、積極的に支援を行う。 | 警察本部 | 生活安全企画課 | |

| No. | 施策展開の方向と取組 | 令和5年度 取組(事業実施)予定 | 担当部局 | 担当課 |
|-----|---|---|------|---------------------------|
| 3- | -2-2 各主体が連携した地域安全活動 | 」 動の推進 | | |
| | 防犯連絡所、消防団、町内 会、各種ボランティア団体等と の連携を図り、「防犯診断」 「子ども見守り活動」等に対し 「子ども見守り活動」等に対して助言や指導を行うとと、地域 連携して活動を行うなど、地域 安全活動を積極的に推進しま す。 | 住民等の意見・要望等を聴取し、検討・協議することにより、安全で平穏な地域社会を実現することを目的とした「交番・駐在所連絡協議会」及び各種防犯ボランティア団体との連携を図り、事件・事故等の特性に合った指導助言を行うとともに、各交番・駐在所等の警察官が各種団体と合同で防犯診断や子ども見守り活動を行うなど、連携した地域安全活動を実施する。 各種防犯ボランティア団体等との連携を図り、事件・事故等の発生状況等地域の特性に合った指導助言を行うとともに、各交番・駐在所等の警察官が各種団体と合同で防犯診断や子ども見守り活動を行うなど、連携した地域安全活動を実施する。 | 警察本部 | 生活安全企画課地域企画課 |
| 3- | -2-3 被災者等による自主防犯組織へ | への支援 | | |
| 7 | 災害・復興公営住宅等入居者 の安全・安心を確保するため、 自治会等と連携した治安対策や 被災者や事業者等による自主防 被災者の活動支援に努めるとと 犯組織の活動支援に努めるとと もに、避難指示解除に伴い活動 を再開した防犯ボランティアの 活動支援に努めます。 | 防犯ボランティアや民間パトロール隊と連携し、被 災地のパトロール活動を実施するとともに、復興公営 住宅や仮設住宅への戸別訪問活動により各種犯罪被害 防止を呼び掛ける。 避難指示解除に伴い活動を再開した防犯ボランティ アの活動支援を推進する。 | 警察本部 | 生活安全企画課 |
| (3) | 防犯環境の整備 | | | |
| 3- | -3-1 地域社会の連携による子どもの | 安全確保 | | |
| | 子どもへの声掛け事案の情報 共有や登下校時間帯を始めとし て通学路や公園等において子ど もの見守り活動により警戒を行 | 警察、PTA、防犯関係団体等と連携し、子どもの 安全確保対策を推進する。 警察等と連携し、不審者等の情報があれば、教育事 務所を通して、地教委、学校へ警戒を促す連絡を行 う。 | 教育庁 | 健康教育課 義務教育課 特別支援教育課 |
| | うとともに、不審者の早期発見 等により被害を防止するため、 警察、学校、防犯関係団体、保 護者等の地域社会の連携をより 一層強化して子どもの安全確保 対策を推進します。 | 毎月、教育機関や関係団体等に対し、ネットワーク 通信を配信して性犯罪、声掛け事案等に関する発生状 況の提供や、見守り活動についての助言指導を行っ て、子どもの安全確保対策に努める。 地域ボランティアや少年警察ボランティアと連携 し、登下校の見守り活動を実施するとともに、通学路 の危険場所を点検するなど子どもの犯罪被害防止に努 める。 | 警察本部 | 少年女性安全対策課 |
| 3- | -3-2 学校における安全確保 | | | |
| 9 | 各学校において整備した危機管理マニュアルがしてと数職した機能である。 員とというととというではないである。 はないではないではないではではではではではではではできる。 ではいるではではできるではではできる。 を含まるではではできるではできまた。 ないまればない。 ないないないない。 ないまればない。 ないない。 ないないない。 ないないない。 ないないない。 ないないない。 ないないない。 ないないないない。 ないないないないないない。 ないないないないないないないないないないないないないないないないないないない | 管理職を対象とした学校事故防止対策研究協議会において各校の危機管理マニュアルの見直しと改善を促すとともに、引き続き「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」の活用を図る。 | 教育庁 | 高校教育課 特別支援教育課 健康教育課 |
| 3- | -3-3 犯罪が起こりにくい環境整備 | | • | |
| 10 | 道路、公園、駐車場・駐輪場について、自治体や施設の管理者と連携を図り、周囲からの見通しの確保や、防犯灯、防犯力メラの設置などによる犯罪が起メラの設置などによる犯罪が起こりにくい環境の整備に努め、犯罪抑止対策を推進します。 | 施設管理者等と連携を図り、周囲からの見通し確保、照明や防犯カメラの設置等を働き掛け、犯罪の起きにくい環境整備を推進する。 | 警察本部 | 生活安全企画課 |

| No. | 施策展開の方向と取組 | 令和5年度 取組(事業実施)予定 | 担当部局 | 担当課 | |
|-----|--|---|------|---------|--|
| (4) | 犯罪体制の整備 | | | | |
| 3- | -4-1 地域に密着した警防活動の推過 | <u>É</u> | | | |
| | を実感できる任会を構築するため、地域の実態に即したパトロールや巡回連絡、立番等の街頭活動な###1 和男の去妹時 | 交番における立番や人の往来の多い場所等における 駐留警戒、事件・事故の発生が多い場所や時間帯における効果的なパトロール等、地域の実態に即した街頭活動を推進する。 犯罪の未然防止と検挙のため、立番やパトロールの際、不審者に対する積極的な職務質問と所持品検査を実施する。 巡回連絡や各種会合等を通じて、地域における意見・要望等を把握し、警察として必要な措置を講じるなど問題解決活動を推進する。 | 警察本部 | 地域企画課 | |
| 3- | -4-2 金融強盗、「なりすまし詐欺」等 | 被害の防止 | | | |
| 12 | | 金融機関に対する強盗等を防ぐため、防犯診断や防犯指導、模擬強盗訓練や窓口対応訓練等を実施し、防犯対策を継続的に推進する。 また、なりすまし詐欺防止ふくしまネットワークと連携しながら、金融機関窓口等における声掛け訓練や街頭広報キャンペーン等を実施し、なりすまし詐欺被害の未然防止に向けた広報啓発活動を推進する。 | 警察本部 | 生活安全企画課 | |
| 3- | -4-3 店舗対象の強盗事件等被害の | 防止 | | | |
| 13 | コンビニエンスストア等対象 の強盗事件等の未然防止に向け て、管理者対策と自主防犯体制 の整備を促進するほか、模擬強 盗訓練や店舗に対する防犯診断 等の各種施策を推進します。 | コンビニエンスストア等強盗事件の対象として狙われやすい店舗において、チェックリストに基づく防犯診断を実施し、防犯カメラ設置等のハード面、従業員に対する防犯指導等ソフト面の両面における防犯対策強化を推進する。 | 警察本部 | 生活安全企画課 | |

4 虐待等対策の推進

| No | 施策展開の方向と取組 | 令和5年度 取組(事業実施)予定 | 担当部局 | 担当課 |
|-----|---|---|-------------|--------------------------|
| (1) | 上 虐待等防止のための意識の向上 | | | |
| 4 | -1-1 暴力、虐待防止の周知啓発 | | | |
| 1 | DVや児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待については、 大人から子どもまでを対象とした人権教育や各種広報媒体を活用した虐待防止に関する制度の周知、関係機関への啓発等により社会全体の認識を深めるよう | 権利擁護支援のため、医療、介護、法務、行政など 様々な分野の有識者が一堂に会し、協議を行う「高齢 者権利擁護推進会議」を開催する。 厚生労働省主催の「障害者虐待防止・権利擁護指導 者養成研修」に、市町村職員1名、障がい福祉サービ ス事業所等職員2名を参加させる等により、虐待防止 | 保健福祉部 | 高齢福祉課 障がい福祉課 |
| | 努めるとともに、関係機関スタッフの対応力向上を図るため、研修の充実等に取り組みます。 | に関する指導者を養成する。 女性のための相談支援センター等による県・市の女性相談員や市町村担当者等への研修(1回)を行う。 | こども未来局 | 児童家庭課 |
| 4 | -1-2 障がい者の権利擁護の推進 | | | |
| 2 | 障がい者の権利擁護については、障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がい者への関心と理解が促進されるよう意識啓発を図ります。 | 障がいや障がいのある方への理解を深めるためのパンフレットやDVD等を活用したふくしま共生サポーター養成講座を開催し、地域における障がい者理解を促進する。また、民間事業者に向けたセミナーを開催し、合理的配慮への理解促進を図る。 | 保健福祉部 | 障がい福祉課 |
| 4 | -1-3 施設等における虐待防止対策 | | | |
| 3 | 児童、高齢者、障がい者等の 権利を擁護するため、施設等り 権利を擁護の未然防止を図りまた。 を高いたとのを見いた。 を高いたとのを見いた。 を高いたとのでは、 を高いたとのでは、 を高いたとのでは、 を当りた。 を当りる。 を当りる。 を当りる。 を当りる。 を当りた。 といっ。 といっ。 といっ。 といっ。 といっ。 といっ。 といっ。 といっ | 施設内の指導的立場にある職員を対象に、介護現場において高齢者虐待防止の趣旨の理解、虐待の未然防止や早期発見に向けた取組、権利擁護の取組等を指導する人材を養成する「権利擁護推進研修」を実施するほか、実際にサービスを提供している看護職員を対象に「看護実務者研修」を実施する。厚生労働省主催の「障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」に、市町村職員1名、障がい福祉サービス事業所等職員2名を参加させる等により、虐待防止に関する指導者を養成する。 | 保健福祉部こども未来局 | 高齢福祉課 障がい福祉課 児童家庭課 |
| (2) | 虐待等の防止体制の強化 | | l | |
| 4 | -2-1 関係機関連携によるDV防止対 | 策 | | |
| 4 | 「福島県ドメスティック・バイオレンス対策連携会議」の構成機関が有機的に連携し、協力を図りながら、DVの防止と被害者の保護・自立支援に当たります。 | 福島県ドメスティック・バイオレンス対策連携会議 を開催し情報交換をする予定(1回)。 | こども未来局 | 児童家庭課 |
| 4 | -2-2 児童相談所による総合的な支抗 | 爰の強化 | | |
| 5 | 児童相談所は、中核的専門機 関として関係機関と連携ををを といる。 といる。 といる。 といる。 というでででででででででででででででででででででででででででででででででででで | 虐待から子どもを守る連絡会議、学校職員向け研修、保育者向け研修、市町村要保護児童対策地域協議会支援講習会の開催や広報媒体の活用による啓発等を行うとともに、児童相談所や関係機関の専門性の向上を図るため、各種研修を実施する。 | こども未来局 | 児童家庭課 |

| No. | 施策展開の方向と取組 | 令和5年度 取組(事業実施)予定 | 担当部局 | 担当課 |
|-----|---|---|--------|--------|
| 4- | -2-3 高齢者虐待に関する市町村ネッ | ットワークへの支援 | | |
| 6 | 各市町村においては高齢者虐 待防止ネットワークが構築され ており、同ネットワークが十分 に機能するよう支援します。 | 市町村が対応する高齢者虐待事案について、円滑な対応と適切な判断により被虐待者の命と権利を守るため、市町村が行うケース検討会等に社会福祉士や弁護士などの専門職を派遣し、助言等を行う。 | 保健福祉部 | 高齢福祉課 |
| 4- | -2-4 障がい者虐待防止ネットワーク | · 構築 | | |
| 7 | 障がい者への虐待の防止と早期発見のため、市町村が中心となった地域の実情に応じた関係機関との連携・協力体制の構築を支援します。 | ・厚生労働省主催の「障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」に、市町村職員1名、障がい福祉サービス事業所等職員2名を参加させる等により、虐待防止に関する指導者を養成する。 | 保健福祉部 | 障がい福祉課 |
| (3) | 虐待等の被害者又はその家族等へ | D 支援 | | |
| 4- | -3-1 関係機関連携によるDV被害者 | 支援 | | |
| 8 | DV被害者支援と同伴者の保護・自立支援のため、女性のための相談支援センターが配偶者暴力相談支援センターの中核となって、関係機関と連携して対応します。 | 自立に向けた支援では、経済的な支援、法的な手続き、子どもの養育への支援等、様々な機関の協力が必要となるため、関係機関との連携を深めるために、福島県ドメスティック・バイオレンス対策連携会議を開催し情報交換を行う予定(1回)。 | こども未来局 | 児童家庭課 |
| 4- | -3-2 虐待を受けた児童への保護・支 | 援 | | |
| 9 | 虐待により心に深い傷を抱える児童については、家庭的な雰囲気の中で愛着と理解をもって養育する里親制度や、心理療法によるケア及び小規模なグルプによりケアを行う児童養護における養育により、手厚い保護・支援に取り組みます。 | 児童養護施設に心理療法を行う職員を配置し、虐待を受けた子ども達の心のケアを行う。また、児童福祉施設等連絡協議会、里親研修等で、被措置児童の権利擁護と虐待防止について周知するとともに、入所児童に対しては「子どもの権利ノート」を活用し、自他の権利の尊重に関する意識の醸成を図る。 | こども未来局 | 児童家庭課 |
| 4- | -3-3 高齢者虐待の被害者等への支 | 援 | | |
| 10 | を信待では を信待では を信仰で をでする をでする をでする をでする をでする をでする をでする をできる をできる をできる をできる をできる をできる をできる をできる をできる をできる をできる をできる をできる をできる をできる をできる できる できる できる できる できる できる できる | 市町村職員の高齢者虐待案件への対応力向上を図るため、「高齢者虐待対応基礎研修」を実施する。 ・成年後見制度に関する理解促進及び地域連携ネットワークづくりの必要性に対する理解を促進するため「成年後見制度市町村等担当職員研修」を実施する。市町村に社会福祉士や弁護士、司法書士などの成年後見制度に係る専門職を派遣し、権利擁護支援の体制整備の推進を図る。 | 保健福祉部 | 高齢福祉課 |

5 交通安全の推進

| 担当課 |
|----------------|
| |
| |
| 私学・法人課 |
| 生活交通課 |
| 健康教育課 高校教育課 |
| 交通企画課 |
| |
| 生活交通課 |
| 交通企画課 |
| |
| |
| 生活交通課 |
| 交通企画課 |
| _ |

| No. | 施策展開の方向と取組 | 令和5年度 取組(事業実施)予定 | 担当部局 | 担当課 |
|-----|--|--|-------|----------------|
| 5- | -2-2 交通ボランティア活動支援 | | | |
| | を展開する交通ボランティア団体との連携・協力を強化すると | 交通安全母の会では、高齢者世帯への訪問活動や街 頭啓発活動等により、直接高齢者に交通事故防止を呼 びかけており、関係機関と連携しながら活動を推進す る。 | 生活環境部 | 生活交通課 |
| | ともに、学校周辺の通学路等でのパトロール活動、保護誘導活動の従事者や交通安全教育の指導者の育成に努めます。 | 地域に根ざした交通安全活動を展開する関係機関・ 団体との連携強化を図るとともに、交通安全活動の従 事者や交通安全教育指導者等の交通安全ボランティア の育成を推進する。 | 警察本部 | 交通企画課 |
| 5- | -2-3 交通規則遵守の推進 | | | |
| | た、妨害運転(「あおり運 転」)、著しい速度超過など、悪 質性、危険性の高い違反に重点 | 県内における交通事故分析に基づき、飲酒運転、無免許運転、令和2年6月道路交通法改正により施行された妨害運転、著しい速度違反、横断歩行者妨害違反、信号無視などの交差点関連違反等の交通事故に直結する悪質・危険性の高い違反や県民から取締り要望の多い違反に重点を指向した交通指導取締りを強化する。 | 警察本部 | 交通企画課 |
| (3) | 道路交通環境に配慮した交通安全対 | 対策の推進 | | |
| 5- | -3-1 通学路交通安全プログラムに基 | ながら ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | T |
| 6 | 各市町村が策定する通学路交通安全プログラムに基づき、学校関係者、警察、道路管理者が合同で点検を実施し、必要な交通安全対策を講じます。 | 通学路交通安全プログラムに基づき、学校関係者、 警察と合同点検を実施すると共に、プログラムに位置 づけられた42箇所について対策事業を推進する。 | 土木部 | 道路整備課 |
| 5- | -3-2 事故分析による事故削減対策 | | | |
| | | 福島県道路環境整備技術調査委員会において、調査各市町村から報告のあった調査候補箇所29か所の中から緊急性、重要性の高い6か所について実施する。 | 生活環境部 | 生活交通課 |
| | | 福島県道路環境整備技術調査委員会により、事故多発地点の調査及び、対策検討を行う。 | 土木部 | 道路計画課 道路整備課 |
| | | 交通事故発生状況を分析し、交通事故多発箇所を各警察署ごとに選定の上、関係機関団体と堅密に連携しながら効果的な事故防止対策を推進する。 第5次社会資本整備重点計画(令和3~7年度)において、県内における事故危険箇所が28箇所指定されているない。県、関係自治体及び管轄警察署と連携を図りら事故削減対策の検討を行う。 福島県道路環境整備技術調査委員会において、令和5年定の県内における事故多発地点緊急対策轄警察署と連携をの県内における事故多発地点解及び管轄警察署と連携をの場ることから、県、関係自治体及び管轄警察署とと連携をの交通事故的止対策の検討を行う。 令和4、5年の2か年を対策期間として、各警察署ごとから、中の交通事故がの実施や見直し、道路管理者と連携した安全対策を推進する。 令和5年1月2日、郡山市大平町地内で発生した4名死亡の交通事故を受け、管轄警察署ごとに安全対策を推進する。 令和5年1月2日、郡山市大平町地内で発生した4名死亡の交通事故を受け、管轄警察署ごとに安全対策を図りながら安全対策を推進する。 | | 交通企画課交通規制課 |

| No. | 施策展開の方向と取組 | 令和5年度 取組(事業実施)予定 | 担当部局 | 担当課 |
|-----|---|--|------|-------|
| 5- | -3-3 地域の特性に応じた交通規制 | | | |
| 8 | 警察による面的低速度規制 (ゾーン30)と道路管理者に よる凸型路面や狭さく、シケイ ンなどの物理的デバイスを適切 に組み合わせて実施する「ゾー ン30プラス」の取組を推進し ます。 | 生活道路における交通安全対策として、道路管理者と連携した「ゾーン30プラス」による実効性のある道路交通環境の整備を推進する。 | 警察本部 | 交通規制課 |
| 5- | -3-4 地域住民と連携した「人」優先の | 道路交通環境整備 | | |
| Q | たっては、地域住民や道路利用 者の意見を踏まえるとともに、 | 歩行者の安全な通行に支障をきたしている46箇所で歩道を整備する事業を実施し、安全で円滑な交通に支障をきたしている10箇所で交差点を改良する事業を実施する。 公共施設、福祉施設、駅などを連結する歩道の段差解消や拡幅、障害物除去など歩道ネットワークを整備する事業を6箇所で実施する。 | 土木部 | 道路整備課 |
| 9 | 高齢者や子ども、障がい者を含む全ての人々にとって安全で安心できる「人」優先の考え方に基づき、地域の実情に応じた効果的・効率的な対策を推進します。 | 通学路等における関係機関との合同点検等を踏まえた交通規制の実施と交通安全施設等の整備を推進する。 良好な自転車交通秩序の実現のための対策として、普通自転車専用通行帯の整備、普通自転車歩道通行可規制の見直し、自転車に係るその他の交通規制の見直し等を推進する。 | 警察本部 | 交通規制課 |

6 医療に関する県民参画等の推進

| No. | 施策展開の方向と取組 | 令和5年度 取組(事業実施)予定 | 担当部局 | 担当課 |
|-----|--|---|-------|----------|
| (1) | 」 疾病に対する正しい知識の普及啓発 | | | |
| 6- | -1-1 生活習慣病に関する正しい知識 | はの普及啓発 | | |
| 1 | がんや心疾患等の生活習慣な 要の上、 があり、 を予防し、 があり、 一ででは、 一ででででででででででででででででででででででででででででででで | 〈がん検診受診率向上〉 「大切な人と一緒にがん検診キャンペーン」及び乳がんの啓発イベント等をとおして、県民のがん検診への興味関心や受診促進につなげる。 「大切な人を守る学生『がん予防』メイト」を養成し、若い世代への普及啓発を図る。 受動喫煙を防ぐ環境づくりとして、「イエローグリーンリボン」の普及啓発イベントを行うとともに、「空気のきれいな施設・車両認証制度」を実施する。 〈運動関係〉 インセンティブを付与する仕組みを取れ入れた「ふくしま健民アプリ」等の活用により、県民が気軽に楽しく運動できる環境づくりを進める。 〈県民の健康リテラシー向上〉 生活習慣病の予防等に向け、県民の健康リテラシー向上を図るため、本県の健康課題に応じた健康教育動画コンテンツを制作し、職域を中心とした幅広い層への普及・啓発を行う。 | 保健福祉部 | 健康づくり推進課 |
| 6- | -1-2 感染症に対する正しい知識等 <i>の</i> |)普及啓発 | | |
| 2 | 新型コロナウイルスを含め、 結核、エイズ、麻しんなどの感 染症の発生予防、早期発見及び 拡大防止のため、各年齢層や学 校、高齢者施設等に対する正し い知識や予防策の普及啓発を図 ります。 | 新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴う対応や備え等について、各種メディアを活用しながら県民への周知を行う。 感染症予防に係る各種普及啓発月間等に合わせた キャンペーンや広報、学校や施設等のニーズに応じた 保健所による出前講座等の実施により、感染症の正しい知識の普及を行う。 | 保健福祉部 | 感染症対策課 |
| 6- | -1-3 心の健康や自殺予防に関する知 | 田識の普及啓発・相談支援 | | |
| 3 | 心の健康や自殺予防に関し、 研修会の開催やパンフレット、 インターネットなどによる知識 の普及啓発に努めるとともに、 保健福祉事務所や精神保健福祉 センターにおいて、心の健康相 談等の支援を行います。 | 心の健康や自殺予防に関する研修会の開催、パンフレットやインターネットなどによる知識の普及啓発に努める。 また、保健福祉事務所や精神保健福祉センターにおいて、心の健康相談等の支援を行う。 | 保健福祉部 | 障がい福祉課 |
| 6- | -1-4 認知症に関する理解促進 | | | |
| 4 | 認知症普及啓発キャンペーン や認知症サポーター養成講座等 を通して、広く県民に認知症に ついての正しい知識の 啓発と幅広い世代の認知症サ ポーターの養成を行い、地域全 体で認知症の人や家族を支援す る体制構築を推進します。 | 認知症サポーター養成講座の講師役を務めることができ、自ら認知症サポーターとして活動する「認知症キャラバン・メイト」を養成し、県内各市町村において認知症バリアフリーの推進を図る。 | 保健福祉部 | 高齢福祉課 |
| (2) | 献血等医療提供に関する県民参加の | D促進 | | |
| 6- | -2-1献血運動の普及啓発 | | | |
| 5 | 献血者の安定的な確保に向け、県民に対する献血運動の普及啓発を継続して実施します。 特に、複数回献血者の確保や減少が著しい若年層を対象とした施策を重点的に展開します。 | 7月に「愛の血液助け合い運動」として県内全域で献血推進運動を展開するとともに、13市において街頭献血を実施する。 1~2月に「はたちの献血キャンペーン」を実施する。 県民を対象とした「献血出前講座」を実施する。 | 保健福祉部 | 薬務課 |

| No. | 施策展開の方向と取組 | 令和5年度 取組(事業実施)予定 | 担当部局 | 担当課 |
|-----|--|---|-------|---------|
| 6- | | □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ | | |
| | 広く県民に対して、白血病などの血液難病患者を救う骨髄バンク事業への理解を促し、骨髄バンクドナー登録の促進を図ります。 また、角膜などの臓器移植の大切さを啓発し、アイバンク登録の促進を図ります。 | 各保健福祉事務所、県庁において、骨髄バンクドナー登録会を実施する。その際に、福島県骨髄バンク推進連絡協議会に委託し、説明員を配置することで、骨髄バンクドナー登録の推進を図る。また、日赤血液センターが設置されていない地域(県中、県南、会津、相双)において、集団登録会を実施する。 10月を「骨髄バンク推進月間」と定め、ポスター等の配布、テレビ・ラジオ・SNSを活用した広報を行う。アイバンク登録に向け、市町村への周知やイベントを通してリーフレットを配布し、アイバンク登録の促進を図る。 | 保健福祉部 | 地域医療課 |
| | 行政と医療関係団体との連携の強化 | | | |
| 6- | -3−1 医療提供体制の構築 | T | | |
| 7 | 地域住民が安心して必要な医療を受けられるよう医療提供体制の充実や医療の質の向上を 図っていきます。 | 地域で不足する医療施設や病床機能の転換に取り組む医療施設等の整備を支援することで地域の実情に応じた医療提供体制の確保を図る。 医療従事者に対する処遇改善や後継者不在の開業医と承継希望医とのマッチング等を支援することで地域医療を支える医療従事者の人材確保を図る。 「キビタン健康ネット」や「12誘導心電図伝送システム」などICTを活用したシステムの導入により医療機関相互の連携を推進することで医療の質の向上を図る。 | 保健福祉部 | 地域医療課 |
| 6- | -3-2 関係機関連携による献血の促進 | <u>É</u> | | |
| 8 | 目標献血量を確保するため、 市町村や血液センター、県が連 携して事業所等を訪問して、献 血に関する理解と協力を依頼し ます。 特に顕著な協力のあった事業 所等に対しては、感謝の意を表 明するとともに継続要請を行い ます。 | 県内の事業所を訪問し、献血への協力を依頼する。 特に顕著な協力のあった団体に対し、知事感謝状を 贈呈する。 | 保健福祉部 | 薬務課 |
| 6- | -3-3 市町村との連携強化 | | | |
| 9 | 心の病気の早期対応を図るため、保健福祉事務所や精神保健 福祉センターにおいて精神科医 福祉センターにおいて精神科医 師による相談を実施するととも に、市町村における心の健康 くり推進のため、研修による 材育成や事業への協力支援を行い、連携を強化します。 | 心の病気の早期対応を図るため、保健福祉事務所において「心の健康相談」や「アルコール相談会」を実施する。 また、市町村における心の健康づくり推進のため、 精神保健福祉センターにおいて研修等を実施する。 | 保健福祉部 | 障がい福祉課 |
| (4) | 東日本大震災・原子力災害の影響を | 踏まえた健康管理 | | |
| | -4-1 放射線の影響に対する健康管理 | | | |
| | 検査を希望する県民が、県民 健康調査における甲状腺検査や 健康診査などのほか、ホールボ ディカウンターによる内部被ば く検査などを受けられるように し、長期にわたり県民の健康を 見守ります。 | 継続して県民健康調査を実施する。 継続して内部被ばく検査を実施する。 | 保健福祉部 | 県民健康調査課 |

| No. | 施策展開の方向と取組 | 令和5年度 取組(事業実施)予定 | 担当部局 | 担当課 | | |
|-----|--|---|-------|-------------|--|--|
| 6- | 6-4-2 被災者の心のケア | | | | | |
| | ふくしま心のケアセンター等 こよる相談支援及び民間がラン により、といい。 により、との解消を図ります。 また、市町村等と連携した災 者の心のケアの推進を図ります。 | 東日本大震災により被災した幼児児童生徒等の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助等を行うため、私立学校へスクールカウンセラーの派遣を行う。 | 総務部 | 私学・法人課 | | |
| 11 | | 地域住民等によるセーフティネット力の強化するためボランティア及び福祉教育の普及促進に伴う人材育成を行い、また地域における福祉教育推進事業を実施する。 ふくしま心のケアセンターを県内6カ所に設置し、訪問活動や支援者への研修会等を実施する。また、県外避難者に対しても9都道府県の団体に引き続き委託するとともに、全国規模の専門職員を有する団体に委託し、戸別訪問による心のケアを実施する。 | 保健福祉部 | 社会福祉課障がい福祉課 | | |
| 6- | -4-3 児童生徒の望ましい運動習慣や | 食習慣の確立 | | | | |
| 12 | 「自分手帳」の活用により自 己マネジメント能力を育成し、 一人一人の健康課題の解決に取 り組むとともに、研修等による 食育指導者の資質向上や栄養 室の開催など食環境を整備し、 児童生徒の望ましい運動習慣や 食習慣の確立を図ります。 | 児童生徒一人一人が自らの健康課題の解決に取り組めるよう、自分手帳の活用を図る。 食習慣、肥満等の健康課題への対応や食育の観点から地場産物活用を促進するため、次の事業を実施する。 ・食育指導者研修会(対象:栄養教諭、食育担当者等県内1会場) ・ふくしまっ子栄養教室(幼小中特別支援学校:約280回、高校:約90回) ・ふくしまっ子ごはんコンテスト(対象:小中学校表彰式:1月) | 教育庁 | 健康教育課 | | |

7 食品の安全確保の推進

| No. | 施策展開の方向と取組 | 令和5年度 取組(事業実施)予定 | 担当部局 | 担当課 | |
|-----|---|---|-------|--|--|
| (1) | ・ 県民の食品の安全確保に関する意記 | 哉の向上 | | | |
| 7- | -1-1 食の安全に関する情報の共有。 | と普及啓発の推進 | | | |
| | | 食と放射能に関する説明会を60回以上開催する。 | 生活環境部 | 消費生活課 | |
| | 食品による健康被害の情報や 食の安全に関する検査の結果な どの情報について、各種広報媒 体を活用して県民へ周知すると | 食品等事業者にとって役立つ情報の収集や、消費者の求める情報の把握に努め、引き続き、各種広報媒体による啓発を行うとともに、講習会を実施する。 | 保健福祉部 | 食品生活衛生課 | |
| 1 | はもに、消費者及び事業者を対象に講習会等を実施し、「食」の安全確保について普及啓発を推進します。 | 農林水産物及び加工食品の放射性物質検査結果を多言語かつリアルタイムえ公表し、科学的根拠に基づく安全性の情報を国内外へ発信する。 野生きのこ・山菜に関する出荷制限情報や食中毒防止の広報をラジオ及び定期刊行物(林業福島)で行うとともに、農林事務所広報誌やホームページへ掲載して周知を図る。 | 農林水産部 | 農産物流通課 林業振興課 | |
| 7- | -1-2 食の安全に関するリスクコミュニ | ニケーションの促進 | | | |
| | | 食の安全・安心推進懇談会を開催し、食品事業者・ 消費者との意見交換を行うとともに、過去12年間に 県が実施した食品の放射性物質検査結果の解析結果を 消費者に分かりやすく伝え、意見交換を行うためのリ スクコミュニケーションを開催する。 | 保健福祉部 | 消費生活課 食品生活衛生課 農産物流通課 機康ができる 機康が高速課 機康が高速課 機康教育課 健康教育課 健康教育課 機康教育課 機康教育課 しままままままままままままままままままままままままままままままままままま | |
| | を見い父孫(サスクコミュー ケーション)を行います。 | 県内7地区において農林水産業関係団体及び生産者 等との意見交換会を開催する。(農林企画課) | 農林水産部 | 農林企画課 | |
| 7- | -1-3 食育の推進 | | T | | |
| | 県民一人が、自らい食生 県民一人が、自らい食生 で見直して望ました食 を見直とといる健康では ではとりではなりではない。 ではいる。 では、 ではいる。 ではいる。 ではいる。 ではいる。 ではいる。 ではいる。 ではいる。 ではいる。 ではいる。 ではいる。 ではいる。 ではいる。 ではいる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 | ふくしま"食の基本"推進事業において、地域において人材育成や食育活動支援を実施。 ・地域の食育関係機関等と連携した検討会の実施(6保健福祉事務所 6回) ・ふくしま"食の基本"を推進する人材育成研修会の実施(6保健福祉事務所 6回) ・管理栄養士等派遣による栄養・食生活支援の実施 社員食堂やスーパー等において、減塩、低エネルギー、ベジ・ファースト等の食環境づくりの取組みを実施。(社員食堂6社、スーパー5社) | 保健福祉部 | 健康づくり推進課 | |
| 3 | 加等、「食」の環境整備を推進します。 特に、学校においては、栄養教諭や食育推進コーディネー | 食育実践サポーター派遣事業を実施する。 ふるさとの農林漁業体験支援事業として、食育に関 する体験活動を支援する。 | 農林水産部 | 農産物流通課 | |
| | ターを中心とした食育の推進体制を整備するほか、食育実践サポーターの派遣等により、子どもたちが「食」について学ぶ機会の創出を図ります。 | 食習慣、肥満等の健康課題への対応や食育の観点から地場産物活用を促進するため、次の事業を実施する。 ・食育指導者研修会(対象:栄養教諭、食育担当者等県内1会場) ・ふくしまっ子栄養教室(幼小中特別支援学校:約280回、高校:約90回) ・ふくしまっ子ごはんコンテスト(対象:小中学校表彰式:1月) | 教育庁 | 健康教育課 | |
| (2) |)食品の安全対策の強化 | | | | |
| | | 関する取組 保健所毎に定期的な導入研修会を開催するととも に、業界団体と連携した業種別の講習会により、導入 指導を図る。 | 保健福祉部 | 食品生活衛生課 | |

| No. | 施策展開の方向と取組 | 令和5年度 取組(事業実施)予定 | 担当部局 | 担当課 |
|-----|--|--|-------------|-------------------|
| 7- | -2-2 流通・販売段階における監視・: | 」 指導の強化 | | |
| 5 | | 令和5年度食品衛生監視指導計画に基づき、計画的 に監視指導を実施していく。 | 保健福祉部 | 食品生活衛生課 |
| | 卸売市場に対する検査を通じて指導を行うとともに、大規模小売店等の食品販売施設における監視・指導を強化し、適正な | 流通過程における適正な表示を確保するための、生 鮮食品の表示状況調査を県内6市場を対象に実施す る。 | | 環境保全農業課 |
| | 食品の衛生管理の徹底を図ります。 | 卸売市場法に基づき、卸売市場の業務状況等を把握し、業務運営の適正化を図るため、県内の地方卸売市場に対し、検査を実施する(実施予定 6カ所)。 | 農林水産部 | 農産物流通課 |
| 7- | -2-3 食の安全を確保するための検3 | 査体制の充実・強化 | | |
| | 食品の安全性確保のため、食品検査施設等における検査の精 度管理の徹底を図るとともに、 | 令和5年度食品衛生監視指導計画に基づき、計画的に監視指導を実施していく。 衛生研究所における食品検査の精度維持・向上を図るため、(一財)食品薬品安全センターが主催する外部 精度管理調査に参加する予定。 | 保健福祉部 | 食品生活衛生課薬務課 |
| 6 | 生産、製造・加工、流通・販売 及び学校や社会福祉施設における消費の各段階において、幅広 く食品の検査を行い、違反食品 の排除に取り組みます。 | 学校給食施設に対し、衛生管理の徹底等の指導・助言を行うための訪問調査を行う。 ・県立学校給食施設等:27施設 ・市町村立学校給食施設:10施設 ・養教諭、学校栄養職員等を対象に学校給食施設の 衛生管理及び危機管理に関する専門性の向上を目的と した研修会を開催する。(県内1会場) | 教育庁 | 健康教育課 |
| 7- | -2-4 関係機関との連携強化 | | | |
| | 県内の関係自治体相互との連携の下、「ふくしま食の安全・ 接の下、「ふくしま食の安全・ 安心推進会議」を設置し、食の 安全・安心に関する施策の策定 や進行管理及び普及啓発などを 実施します。 また、食品に関する苦情やは 談等を受け付け、迅速な対応と 正確な情報の提供に努めます。 | 食品安全相談員を配置し、食の安全に関する苦情や 相談等を受け付ける。 | 生活環境部 | 消費生活課 |
| 7 | | 「ふくしま食の安全・安心推進会議」において、ふくしま食の安全・安心対策プログラム(第4期)の進行管理を図る。また、庁内関係課及び出先機関との連携を図り、食品に関する苦情等に対して迅速に対応する。 | 保健福祉部 | 食品生活衛生課 |
| | | 食品表示に関する苦情・相談への丁寧な対応を行う。 | 農林水産部 | 環境保全農業課 |
| | 食品中の放射性物質対策への取組 | | | |
| /- | -3−1 放射性物質測定の実施と測定: │ | | | |
| | | 県や市町村において、放射性物質測定検査機器により自家消費野菜等の検査を行い、その結果を公表する。 | 生活環境部 | 消費生活課 |
| | 食の安全・安心を確保するため、生産、製造・加工、流通、 消費の各段階において食品中の 放射性物質の測定を積極的に行 | 加工食品の放射性物質検査結果をホームページに公開するとともに、食品事業者及び消費者に対する衛生 講習会を実施し、分かりやすい情報提供に努める。 | 保健福祉部こども未来局 | 食品生活衛生課こども・青少年政策課 |
| | い、安全な食品の出荷、流通等を実現するとともに、正確な測定結果を消費者へ迅速に発信します。農林水産物については対産を選挙を選挙を表したりとが、出荷段階におけるが、出荷段階におけるでは、というしたであるとともに、こうした取りに、こうした取りに、こうしたの出荷となるともに、こうした取りになるとともに、流過に変があるとともに、流過に変があるとともに、流過に変があるとともに、流過に変があるとともに、流過に変があるとともに、流過に変があるとともに、流過に変があるとともに、流過に変があるとともに、流過に変があるとともに、流過に変があるとともに、流過に変があるというに変があるというできない。 | 県内の食品加工業者が製造する加工食品の自主検査を支援するため、ハイテクプラザおよびハイテクプラザ会津若松技術支援センターにて無料で放射性物質検査を実施する。 県内8商工会議所に簡易放射性物質検査装置を配置し、県内食品加工業者のための全県的な放射性物質スクリーニング検査体制を構築する。 | 商工労働部 | 産業振興課 |
| 8 | 組を可視化するふくしま県 GAP(FGAP)等の面的拡大を進めま す。 | 市場等へ出荷される前の農林水産物の放射性物質検査を実施し、その結果を生産者、消費者及び流通業者等に対して速やかに周知する。 FGAP等の面的拡大のため、認証取得や、指導員の資格取得に係る経費を支援するとともに、各種媒体を通じた情報発信により実需者や消費者の理解を促進する。 | 農林水産部 | 環境保全農業課 |

| No. | 施策展開の方向と取組 | 令和5年度 取組(事業実施)予定 | 担当部局 | 担当課 |
|-----|--|---|-------|---------|
| | | 「福島県農林水産物・加工食品モニタリング情報」 サイトを通し、モニタリング検査結果の情報提供を行 う。 | | 農産物流通課 |
| | | 食肉(牛肉・豚肉・鶏肉・馬肉)・鶏卵・原乳・はちみつ・飼料作物については、品目別試料採取基準等に定める方法により、放射性物質の検査を実施し、基準値(もしくは、暫定許容値)以下であることを確認。分析結果は迅速に公表する。 | | 畜産課 |
| | | 栽培きのこ、野生きのこ・山菜、樹実類等のモニタ リング検査を行い、検査結果について消費者へ情報発 信する。 | | 林業振興課 |
| | | 県立学校及び希望する市町村を対象に、提供した学校給食1食分に含まれる放射性物質を検査する。(市町村18、県立学校20) | 教育庁 | 健康教育課 |
| 7- | -3-2 放射性物質対策の情報共有と | Jスクコミュニケーションの促進 | | |
| | | 食と放射能に関する説明会を60回以上開催する。 | 生活環境部 | 消費生活課 |
| | 放射性物質対策に関する最新情報に加え、放射性物質についての正確な情報や知識の普及を図り、放射性物質に関する県民の疑問や不安解消に努めます。 | 過去12年間に県が実施した食品の放射性物質検査 結果の解析結果を消費者に分かりやすく伝え、意見交 換を行うためのリスクコミュニケーションを開催す る。 | 保健福祉部 | 食品生活衛生課 |
| 9 | さらに、正確な情報や知識を 踏まえながら、県民自らがリス クについて正しく評価し判断されるよう、リスクコミュニケー ションの機会の創出に努めま す。 | 「福島県農林水産物・加工食品モニタリング情報」 サイトを通し、モニタリング検査結果の情報提供を行 う。 | | 農産物流通課 |
| | | 県内の直売所等に対し、野生きのこ・山菜に関する 出荷制限の情報提供を行う。また、ラジオ等による広 報及びホームページに掲載し県民に対する周知を図 る。 | 農林水産部 | 林業振興課 |

8 生活環境の保全

| No. | 施策展開の方向と取組 | 令和5年度 取組(事業実施)予定 | 担当部局 | 担当課 | |
|-----|---|--|-------|------------------|--|
| (1) | 生活環境保全に関する意識の向上 | | | | |
| 8- | -1-1 水・大気環境に関する普及啓発 | | | | |
| 1 | 県民に対する 生活 がな 等する で で で で で で で で で で で で で | 令和4年度の環境等測定調査結果の公表を実施する。 事業者等を対象にして、リスクコミュニケーションに関する研修会や事例発表会・交流会を開催する。 企業訪問やアンケート調査の実施により、現在の状況を把握し、データの蓄積と情報網の再構築を図る。 事業者を対象としたフロン排出抑制法に関する説明会を開催する。 | 生活環境部 | 水・大気環境課 | |
| 8- | - 1-2 廃棄物等の適正処理推進に向 | けた普及啓発 | | | |
| 2 | 排出抑制、再使用、再生利用による廃棄物の減量化の更なる推進に向けて、市町村と連携的な取組の推進につながるよう等な取組の推進にかます。また、産業廃棄物の適正処理推進のため、県民や排出事業者等に対して、正しい知識の普及啓発に取り組みます。 | オールふくしまECO推進プロジェクト、食品ロス削減推進事業を実施し、ごみの発生量削減に努めると共に、ごみ減量アイデアコンテストや環境アプリを活用した情報発信等を通したごみの減量を訴えていく。 | 生活環境部 | 一般廃棄物課 産業廃棄物課 | |
| 8- | - -1-3 地球温暖化対策等に向けた意 | i 識啓発 | | | |
| 3 | 「地球にやさしい"ふくしま"県民会議」等と連携しながま、県民、事業者、行政等のあらゆる主体による省資源・省エネルギーや資源循環に向けた取組が積極的に展開されるよう、意識醸成に向けた普及啓発に取り組みます。 | 「福島県2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて、オール福島のカーボンニュートラル推進組織として、知事を代表とし、各部門の代表団体等の長を副代表として、県民会議を発展的に改組する形で「(仮称)ふくしまカーボンニュートラル実現会議」を6月に新たに立ち上げ、更なる機運醸成や実践の拡大に取り組む。 また、県民総ぐるみの取組を促進するため、カーボンニュートラルへの「関心が高くない層」へのリーチを想定し、市町村、地域、企業と一体的かつ連携したイベントを開催、緩和策・適応策に関する情報発信や理解促進等を図る。 | 生活環境部 | 環境共生課 | |
| 8- | 3-1-4 環境教育の充実と指導者の育成 | | | | |
| 4 | 県民の環境に対する関心を深めるため、各種団体や市町村等が行う研修会などに環境アドバイザーを講師として派遣するほか、小学生に向けた環境副読本を作成し配布する等、環境教育・学習の推進に取り組みます。 | 市町村、各種団体等が開催する環境保全を目的とした講演会や学習会に、環境アドバイザーとして委嘱している環境分野の第一線で活躍している県内の学識経験者等を派遣する。 環境教育に関する副読本を県内の小学5年生に配布し、授業での活用等を通して、子供たちの環境問題に関する理解の促進を図る。 | 生活環境部 | 環境共生課 生活環境総務課 | |

| No. | 施策展開の方向と取組 | 令和5年度 取組(事業実施)予定 | 担当部局 | 担当課 |
|-----|---|--|-------|---------|
| (2) | 環境保全対策(監視、調査を含む) | | | |
| 8- | -2-1 工場·事業場に対する監視の強 □ | (化) | | |
| 5 | 工場で表生のでは、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の | 大気発生源調査、水質発生源調査を実施し、工場、 事業場に対する指導を行う。 公共用水域及び地下水の監視を行う。 ダイオキシン類その他化学物質に係る環境モニタリング調査を行う。 アスベストについて、建築物等の解体等工事現場の 立入検査を行うほか、解体等工事現場の周辺環境濃度 調査及び一般環境大気中のアスベストモニタリング調 査を行う。 | 生活環境部 | 水・大気環境課 |
| 8- | -2-2 産業廃棄物の適正処理推進や | 不法投棄対策の実施 | | |
| 6 | 事業者や処理業者の立入検査 等を実施し、産業廃棄物の近行を実施し、産業廃棄が適正に行まででででででででででででできる。 を施設の維持管理が適正に行またでででできる。 を選択するでは、産業をでは、産業をは、産業のでででででででででででででできまれた。 を関係がある。 を実施し、事業のででででででできます。 ででは、事業をできません。 でででできる。 ででできる。 ででできる。 ででできる。 ででできる。 ででできる。 ででできる。 でできる。 ででできる。 でできる。 ででいる。 ででできる。 でででできる。 ででできる。 でででできる。 ででできる。 ででできる。 でででできる。 でででできる。 でででできる。 でででできる。 ででででででできる。 ででででできる。 ででででででででできる。 ででででできる。 でででででできる。 でででででででででで | 適正処理を徹底させるため、排出事業者や処理業者に対し、立入検査等による監視指導を行う。 不法投棄の未然防止や早期発見のため、各市町村の 区域毎に不法投棄監視員を配置するとともに、警備会 社による夜間・休日の監視、地域住民による監視体制 づくりの支援等を行う。 | 生活環境部 | 産業廃棄物課 |
| 8- | -2-3 県民総ぐるみの地球温暖化対策 | | | |
| 7 | 「地球にやさしい"ふくし ま"県民会議」等と連携しなが ま"県民、事業者、行政等の らいる主体がって、省 資源・省エネルギーや資源循環 に向けた取組を進めます。 また、県有建築物の再生可能 エネルギーの導入拡大や省エネ ルギー対策等の推進に取り組み ます。 | 「ふくしまゼロカーボン宣言」事業の実施や、福島県環境アプリとの連携等により、事業所・団体や家庭における自主的な省資源・省エネルギー活動を促進するとともに、ZEHやZEB、電気自動車等の普及拡大に向けた支援を実施する。 また、県有建築物の太陽光発電の導入の検討等の再生可能エネルギーの推進や、高効率照明への改修等による省エネルギー対策等の推進に取り組みます。 | 生活環境部 | 環境共生課 |
| (3) | 生活環境保全のための体制の整備 | | | |
| 8- | -3-1 事故発生時の対応 | | | |
| 8 | 事を、適、染光物昇 か 用健ま 事を、適、染光物昇 か 用健ま を 、適、染光物昇 が 用健ま を 、適、染光物 が 、 | 水質、大気・化学物質関係の事故発生時には、事業所に対して、被害拡大防止、原因究明、再発防止を指導する。 大気汚染常時監視システムにより、光化学オキシダント、硫黄酸化物等の大気汚染物質による大気の汚染状況を常時監視する。 注意報等発令に係る通報訓練を行う。 | 生活環境部 | 水・大気環境課 |

| No. | 施策展開の方向と取組 | 令和5年度 取組(事業実施)予定 | 担当部局 | 担当課 |
|-----|---|---|-------|--------------|
| 8- | -3-2 市町村の取組支援 | | | |
| 9 | ごみ減量化やリサイクル促進 のモデル事業の実施等を通じた 市町村の取組支援や、市町村等 による「廃棄物処理事業継続計 画」の早期策定を促進します。 | 県内各方部において市町村の連絡会議を開催するとともに、引き続きごみ減量の取組を希望する市町村と連携してモデル事業の実施に取り組む。 | 生活環境部 | 一般廃棄物課産業廃棄物課 |
| 8- | -3-3 不法投棄広域化への対応 | | | |
| 10 | 産廃スクラム(関東及びその 近県の都県市で構成する協議 会)への参加等、広域連携を推 きし、構成もり頃から情 をし、構成もといるといるといる。 準を共有するととの一斉路上に 棄物収集運搬車両のるなど、 業廃棄物の広域移動に伴う不送 業廃の未然防止や発生時の迅速 な対応に努めます。 | 広域・悪質化する産業廃棄物の不法投棄等を未然に防止するため組織された北海道東北各県、南東北3県、産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会(産廃スクラム37)などの広域連携組織を活用し、情報の共有とパトロールや路上指導等の共同事業を実施するなど、県境を越えて広域化している不法投棄に対応する。 | 生活環境部 | 産業廃棄物課 |
| 8- | -3-4 参加と連携・協働による環境保 | 全活動の推進 | | |
| | ふくしま環境活動支援ネット ワーク等、環境教育のネット ワーク体制や地球温暖化対策に 県民総ぐるみで取り組む、地球 にやさしい"ふくしま"県民会 議の充実を図り、あらゆる主体 の参加と連携・協働による環境 保全・回復活動を進めます。 | オール福島のカーボンニュートラル推進組織として、知事を代表とした「(仮称) ふくしまカーボンニュートラル実現会議」を新たに立ち上げるとともに、あらゆる気候変動対策を一層推進するための連携を深める場として市町村部会を設置し、県民総ぐるみで地球温暖化対策に取り組む。 | 生活環境部 | 環境共生課 |
| 8- | -3-5 事業者等への支援 | | | |
| 12 | 環境保全活動を促進する取組 のほか、産業育成に向けた再生 可能エネルギー関連産業事業者 等への融資、省エネルギー設備 の更新等を行う事業者への補助 を行う等、事業者等を支援しま す。 | 省エネ設備導入事業により、中小企業等が行う省エネ設備の導入・更新に係る経費の一部を補助するほか、既存の制度資金「ふくしま産業育成資金」の融資枠に「カーボンニュートラル枠」を設け、環境関連産業や再生可能エネルギー関連産業等の事業者、カーボンニュートラル分野の研究開発に取り組む事業者の資金繰りを支援し、産業の育成を図っていく。 | 商工労働部 | 経営金融課 |
| (4) | 放射性物質に対する正しい知識の音 | ・ 音及と環境汚染からの回復 | | |
| 8- | -4-1 環境放射線モニタリングの実施 | | | T |
| | 県、下町村等関係機関の 連携の下、身近な生活環境(土 連携の下、身近な生活環境、土 気、河川、地下水、海域、土 領、町生鳥獣等)の放射性物と 、野生鳥獣のいるといる 、野生鳥状況についる 、野生鳥状況でを継続かる 、おる 、大る 、大る 、大る 、大る 、大る 、大る 、大る 、大る 、大る 、大 | 原発事故により県内全域に放射性物質が拡散し、県内の放射線量が上昇したことから、県民の安全と安心を確保するため、県内全域の約3600箇所に設置されているモニタリングポスト等や、学校、公園、観光地など人が多く集まる場所など約2万箇所について、サーベイメータにより空間線量率を測定するとともに、河川、湖沼、海域など公共用水域の水質、地下水、プール水、海底土等(約400箇所)に含まれる放射性物質を定期的に分析します。結果については、県ホームページに掲載するほか、報道機関に情報提供します。 | 危機管理部 | 放射線監視室 |
| | していきます。 | 放射能の影響を受けた野生鳥獣について継続的なモニタリングを実施する。(年間402検体を確保予定) | 生活環境部 | 自然保護課 |

| No. | 施策展開の方向と取組 | 令和5年度 取組(事業実施)予定 | 担当部局 | 担当課 |
|-----|---|--|-------|------------|
| 8- | -4-2 除染等の着実な実施 | | | |
| 14 | 県、国 原、国 原、国 の 等な で は の の 等な に で の の の の の の の の の の の の の | 仮置場の原状回復等に向け市町村への支援を行うとともに、除染後のフォローアップ、搬出困難な現場保管土壌の解消に向けた取組等を進める。 また、特定復興再生拠点区域外の除染について、その範囲や手法等が地元自治体の意向が十分反映されたものとなるよう国に求める。 | 生活環境部 | 中間貯蔵・除染対策課 |
| 8- | -4-3 中間貯蔵施設の安全確保 | | | |
| 15 | 中間貯蔵施設については、除去土壌等の輸送、施設整備及び施設運営が安全かつ確実に実施されるよう状況確認等を行うとともに、法律に定められた搬入開始後30年以内(令和27(2045)年3月まで)の県外最終処分が確実に実施されるよう国に求め、その取組状況を確認していきます。 | 中間貯蔵施設事業について、安全に管理・運営されるよう安全協定に基づき、施設の運営状況や仮置場からの輸送状況を確認する。 受入・分別施設や土壌貯蔵施設等の各施設のほか、施設周辺の河川等において環境モニタリングを実施し、事業による周辺環境への影響を確認する。 国が主催する中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会等の傍聴や環境安全委員会への参加を通じて県外最終処分の国の取組について確認する。 | 生活環境部 | 中間貯蔵・除染対策課 |
| 8- | -4-4 放射線教育の推進 | | | |
| 16 | 放射線教育を中核として、防 災教育や道徳教育、人権教育、 健康教育、キャリア教育、エネ 健康教育、キャリア教育、エネ ルギー教育等との関連を図った 「ふくしま」ならではのカリ キュラムの構築を図っていきま す。 | 各学校の教育課程に放射線教育を位置付け、計画的に実施する。 「放射線教育・防災教育実践事例」のホームページ上での公開を継続することで、各学校の放射線教育にいかすことができるようにする。 理数教育優秀教員活用事業において、各地区の理数教育優秀教員に向けた放射線教育、エネルギー教育等に関連した研修を実施し、教員の指導力の向上を図る。 | 教育庁 | 義務教育課 |

9 消費者の安全確保の推進

| No. | 施策展開の方向と取組 | 令和5年度 取組(事業実施)予定 | 担当部局 | 担当課 | | | | |
|-----|---|--|-----------|------------------------------|--|--|--|--|
| | 消費者の安全意識の向上 | | | | | | | |
| 9- |)−1−1 消費者への情報提供 │ | | | | | | | |
| 1 | 県消費生活センターの展示機 能の充実を図るとともに、広報 誌の発行やホームページによる 情報発信等を通じ、県民が合理 的な消費行動を行うために必要 な情報の提供を行います。 | 随時、県消費生活センター展示ホールに消費生活に関する 展示を行うとともに、「ふくしまくらしの情報」を4回発行 し、ホームページにも掲載する。 | 生活環境部 | 消費生活課 | | | | |
| 9- |) 9-1-2 世代ごとの特性に応じた消費者教育・啓発の実施 | | | | | | | |
| 2 | 消費者の情報収集能力には世代ごとに大きな差があり、また、必要となる情報も異なります。このため、出前講座の実施や各種資料を活用し、世代や生活環境等に応じたきめ細かい消費者教育及び啓発を行います。 | 各種団体からの要請により講師を派遣し、消費生活に関する出前講座を実施する。 若年者の消費者被害防止のため、LINE(公式アカウント)により情報発信し、実際に起きている消費者トラブル等の有益な情報を月1回配信する。 持続可能な社会の形成に向けて、社会情勢の変化に対応した消費者問題や社会課題に係る事案について勉強会をオンライン併用で実施する。 | 生活環境部 | 消費生活課 | | | | |
| 9- | | | | | | | | |
| | 個人情報の漏えいや各種詐欺 等、違法・有害情報の被害に遭 わないよう、また、アプリを使 用することによる事件・事故、 | ICTを活用した地域活性化の促進を図るため、市町村や会津大学、関係機関と協力して、高齢者を対象に、情報活用能力の習得・向上を目的とした情報リテラシー向上教室を行う。 | 企画調整部 | デジタル変革課 | | | | |
| 3 | で で で で で で で で で で で で で で | こども・青少年政策課を始めとした関係各課と連携し、「ふくしま情報モラル診断」の運用等を通して、家庭や学校で児童生徒のインターネット利用に関する基礎知識の習得度合いと利用状況を把握し、その向上と改善を支援するなど、児童生徒の情報活用能力の向上を推進する取組を行う。・「ふくしま情報モラル診断」の周知・情報モラル講話・情報活用能力の向上をはかる授業 | こども未来局教育庁 | こども・青少年政策課 高校教育課 義務教育課 | | | | |
| 9- | 9-1-4 消費者団体の育成 | | | | | | | |
| | 消費者団体に対する情報提供 や県消費生活センターにおける 活動スペースの提供を行うな ど、自主的な活動を支援しま す。 | 「ふくしまくらしの情報」を送付するなど情報提供を行うとともに、消費生活センターの研修室等について、消費者団体の活動の用に供するなど支援を行う。 | 生活環境部 | 消費生活課 | | | | |
| | 消費者のための安全対策の強化 | | | | | | | |
| 9- | -2-1 不当表示・取引に対する事業者 | うへの指導 | | | | | | |
| 5 | 関係機関との連携により商品・サービス等の適正な表示を確保します。 また、特定商取引法や消費生活条例の適切な執行や不当取引専門指導員の配置により不当な取引を防止します。 | 随時、基準や法律等に違反する事業者に関する情報収集や 調査を行い、必要に応じて事業者に対し、是正に向けた指導 や勧告、業務停止命令等の処分を迅速に行う。 | 生活環境部 | 消費生活課 | | | | |
| 9- | -2-2 安全三法に基づく販売事業者への立入検査の実施 | | | | | | | |
| 6 | 県及び市において、安全三法 に基づき、計画的に販売事業者 への立入検査、指導を実施しま す。 | 県及び市において計画を策定し、それに基づき販売事業者 への立入検査、指導を実施する。 | 生活環境部 | 消費生活課 | | | | |
| 9- | -2-3 消費者事故等に関する情報の | 周知 | | | | | | |
| 7 | 消費者事故に関する情報を収 集し、県のホームページで発信 するほか、市町村へ情報提供 し、消費者への注意喚起を行い ます。 また、県内で消費者事故が発 生した場合は、消費者安全法に 基づき、速やかに国へ通知し、 被害の拡大防止に努めます。 | 随時、消費者事故に関する情報を周知し、消費者事故が発生した場合は、迅速に対応する。 | 生活環境部 | 消費生活課 | | | | |

| No. | 施策展開の方向と取組 | 令和5年度 取組(事業実施)予定 | 担当部局 | 担当課 | | | |
|-----|---|--|-------|-------|--|--|--|
| 9- | 9-2-4 福島県消費者安全確保地域協議会の開催及び情報共有 | | | | | | |
| 8 | 定期的に協議会を開催し、構成員の間で、見守り等に必要な取組について協議します。また、見守り等に必要なパンフト等を作成・配布するほか、必要な情報を随時、関係機関・団体に提供します。 | 随時、構成員へ必要な情報を提供するともに、定期的に協議会を開催し取組について協議する。 | 生活環境部 | 消費生活課 | | | |
| 9- | -2-5 市町村における消費者安全確保地域協議会の設置や消費生活協力員・協力団体の活用に向けた支援 | | | | | | |
| 9 | 市町村に対し、消費者安全確保地域協議会設置や消費生活協力員・協力団体の活用に向けた助言、支援を行います。また、協議会設置済み等の市町村に対しては、運営等に関する助言、支援を行います。 | 設置を検討している市町村へ訪問等を実施し、助言等必要な支援を行う。設置済み市町村については、協議会の開催状況を確認する。 | 生活環境部 | 消費生活課 | | | |
| (3) | | | | | | | |
| 9- | 9-3-1 県消費生活センターの相談対応機能強化 | | | | | | |
| 10 | 県消費生活センターの相談時間 を拡大するとともに、第4日曜日 に電話相談と無料法律相談を実 施し、消費者トラブルを抱える 県民の利便性向上を図ります。 | 相談時間の延長 相談受付時間を平日9:00~17:00から9:00~18:30に延長する。 また、毎月第4日曜日の9:00~16:30に電話相談を実施する。 日曜無料法律相談の実施 毎月第4日曜日に司法書士による無料法律相談を実施する。 | 生活環境部 | 消費生活課 | | | |
| 9- | 9-3-2 市町村相談窓口の充実等の支援 | | | | | | |
| 11 | 最も身近な行政機関である市町村において消費者トラブルる 関する相談が適切に行われるよう、市町村の消費生活を実強化 う、設置や相談窓支援を行いる 向けた取組への支援を行いる 市ではます。 また、既に設置されての間 また、既に設置されての間 また、門村の共有を行うなど、 携強化に努めます。 | ・市町村における消費生活相談員のレベルアップ支援 県消費生活センターの相談員による市町村への巡回訪問指導を5市3町に実施する。 ・市町村における消費生活相談体制強化 消費生活相談体制強化のため、市町村訪問を行い相談窓口 開設や相談員配置などの働きかけを行う。 ・財政支援の実施 市町村の消費生活相談員の人件費、消費生活相談業務の委 託料、研修参加費用などを交付金として支援する。 | 生活環境部 | 消費生活課 | | | |
| 9- | -3-3 製品事故の原因調査 | | | | | | |
| 12 | 消費者から寄せられた消費生活用製品の事故相談や情報に基づき、国民生活センター等と連携し事故の原因究明に努めます。 | 消費者からの依頼に従って、県消費生活センターより国民 生活センターに商品テストを依頼し、原因究明に努める。 | 生活環境部 | 消費生活課 | | | |